

## 第2次 有田町

# 男女共同参画基本計画 DV被害者支援基本計画



佐賀県有田町

第2次 有田町 男女共同参画基本計画・DV被害者支援基本計画

平成29年3月



平成29年3月  
佐賀県有田町



# はじめに



平成 24 年 3 月策定の第 1 次計画から 5 年目を迎えるにあたり、新たに第 2 次男女共同参画基本計画・DV 被害者支援基本計画を策定いたしました。

男女共同参画社会を取り巻く環境は、「男女共同参画基本法」施行から 17 年が経過し、男女共同参画社会の実現に向けた取り組みは次第に浸透してきました。平成 28 年 4 月には「女性活躍推進法（女性の職業生活における活躍の推進に関する法律）」が施行され、働く場面で活躍したいと願うすべての女性が個性と能力を十分に発揮できる社会の実現への取り組みがスタートし、男女共同参画社会に向けた新たな段階に入りました。

このような情勢のもと、人口減少社会を迎えるにあたり、家庭やライフスタイルが変わりつつある中、女性の活躍やワーク・ライフ・バランスなど男女共同参画社会が目指す姿はますます重要であり、その取り組みは社会に活気を与えてくれるものと思います。

一方、DV 被害者支援においては、安全・安心な暮らしを脅かすものとして、ドメスティックバイオレンス（DV）や近年メディアでも取り上げられるストーカーの問題などが挙げられます。DV 被害者へのしっかりとした支援体制づくりはもちろんのこと、DV を未然防止するための取り組みが重要です。これからも DV の未然防止のための教育・啓発を推進し、暴力を許さない社会づくりに努めます。

本計画の推進は、行政だけでできるものではありません。男女共同参画社会の実現に向けて、前計画の結果を踏まえ、町民の皆さんや事業所、関係団体、行政等がともに協力・連携しながら取り組むことが重要です。より一層の皆さまのご理解とご協力をお願い申し上げます。

最後に、本計画の策定にあたり、数多くの貴重なご意見・ご提案をいただいた男女共同参画基本計画策定委員会の委員の皆さんをはじめ、アンケートにご協力いただいた町民の皆さんに心より感謝申し上げます。

平成 29 年 3 月

有田町長 山口 隆敏

## 目 次

# 第2次有田町男女共同参画基本計画

## 第1章 計画策定にあたって

1. 男女共同参画社会とは	1
2. 計画策定の趣旨	1
3. 有田町の取組	2

## 第2章 計画の基本的な考え方

1. 計画の性格	3
2. 計画の基本理念	3
3. 計画の基本目標	3
4. 計画の期間	3
5. 計画の体系	4
6. 成果目標	6

## 第3章 計画の内容

基本目標 1 男女共同参画社会に向けた基盤づくり	8
重点項目 (1) 男女共同参画社会に関する幼少期からの意識の形成	9
重点項目 (2) 男女共同参画社会への意識啓発	10
基本目標 2 あらゆる分野での女性の活躍と男女共同参画社会の実現	12
重点項目 (1) 政策・方針決定の場への女性の参画促進と女性活躍	12
重点項目 (2) 家庭生活・地域社会での男女共同参画の推進	14
重点項目 (3) ワーク・ライフ・バランスの推進	15
重点項目 (4) 就業を支える労働環境の整備	16
重点項目 (5) 女性がいきいきと働き続けるための支援	17
重点項目 (6) 相談体制の充実	20
基本目標 3 安全・安心な暮らしを実現するための社会づくり	21
重点項目 (1) 妊娠・出産・乳幼児期の健康支援	22
重点項目 (2) 思春期保健対策の充実	24
重点項目 (3) 食育の推進	25
重点項目 (4) 青壮年期の健康づくりの推進	25
重点項目 (5) 高齢男女の生活自立支援	26
重点項目 (6) 男女間におけるあらゆる暴力の根絶	27

## 第4章 計画の推進

1. 庁内の推進体制の整備	29
2. 男女共同参画に関する調査・情報収集	29
3. 計画の進行管理	29
4. 県との連携	29
5. 町民との協働による計画の推進	29

## 付属資料

1. 男女共同参画社会基本法	32
2. 男女共同参画の推進のあゆみ(年表)	36
3. 有田町男女共同参画基本計画策定関係者名簿	39
4. 町民アンケート結果	40
5. 用語解説	62

### 凡 例

- 1 文章内に、「<sup>※1</sup>〇〇〇」と表示している箇所は、その文章の最後に〇〇〇についての説明をしています。
- 2 文章内に、「<sup>※用語</sup>△△△」と表示している箇所は、付属資料の用語解説に△△△についての説明をしています。

## 第2次有田町DV被害者支援基本計画 . . . . . 67



# 第1章 計画策定にあたって

## 1.男女共同参画社会とは

男女共同参画社会とは、男女が社会の責任あるメンバーとして、権利や義務の対等な関係にあり、自分自身の考えによって社会の <sup>\*1</sup>あらゆる分野の活動に<sup>\*2</sup>参画する機会が確保されることにより、個人の能力に応じて均等に政治的、経済的、社会的及び文化的利益を受けることができ、かつ、共に責任を担う社会のことです。

※1 あらゆる分野：職域、学校、地域、家庭など。

※2 参画：参加するだけではなく、より積極的にその意思を決定する過程に加わること。

## 2.計画策定の趣旨

<sup>\*3</sup>少子高齢化の進展と人口減少社会の到来、家族や地域社会の変化、経済の長期的低迷など、社会経済情勢は急速に変化しています。

このような中、男女が互いにその人権を尊重し、喜びも責任も分かれ合いつつ、性別にかかわりなく、その個性と能力を十分に発揮することができる男女共同参画社会を実現することが重要です。

このことは、国際的な課題とされ、我が国においては平成11年に「男女共同参画社会基本法」を施行し、さまざまな取組が進められています。

本町においても、有田町総合計画（計画期間：平成20年度～平成29年度）の中で「男女共同参画の推進」を掲げ、その実現に向けた施策を実施してきたところです。

しかし今なお、性別役割分担意識や慣行が根強く残っており、さらには、育児不安、児童虐待、ドメスティック・バイオレンスやストーカーなどの社会問題も深刻な状況となっています。

このような状況のなか、すべての人の人権が尊重され、特別に区別されることなく社会生活をおくり、社会のあらゆる分野に対等な立場で参画し、主体性を持って共に生きることができる社会づくりが求められており、「男女共同参画社会」のさらなる推進が期待されています。

### ※3：少子高齢化の進展と人口減少社会

(有田町における国勢調査数値)

年	人口	年少人口率 (14歳以下)	高齢化率 (65歳以上)
平成22年	20,929人	14.4%	27.4%
平成27年	20,148人	13.6%	31.5%
比較	-781人	-0.8%	+4.1%

### 3.有田町の取組

本町は平成18年3月に合併し新しいまちづくりをスタートし 合併後の有田町総合計画が策定され、この総合計画のなかで、第2章基本計画・第1節＜協働により、行財政の効率化を図るまち＞の施策として「男女共同参画の推進」を掲げました。このほか、この総合計画内の他の各種施策にも男女共同参画の推進に関連する施策が多数織り込まれました。

このような中、町の各種計画にある男女共同参画の推進に関する施策を取りまとめ、その指針となる「第1次有田町男女共同参画基本計画」（計画期間：平成24年度～平成28年度）を策定しました。

「第1次有田町男女共同参画基本計画」では、有田町の男女共同参画社会の実現に向け、「男女共同参画社会に向けた意識づくり」、「あらゆる分野での男女共同参画社会の実現」、「生涯を通じた男女の健康支援」、「男女間のあらゆる暴力の根絶」の4つを基本目標に掲げ、重点項目に沿って具体的な施策とその関連事業を設定し、事業を実施してきました。

今回、第1次計画が平成28年度で計画期間の終期を迎えることから、引き続き男女共同参画を推進するため第2次計画を策定いたします。

策定にあたっては、男女共同参画に関する意識と実態を把握するため、中学生と一般住民を対象としてアンケートを実施し、その結果を策定の参考としました。また、第1次計画の検証を行い、第2次計画に反映させていきます。

## 第2章 計画の基本的な考え方

### 1. 計画の性格

本計画は国の<sup>\*1</sup>男女共同参画社会基本法に基づく計画であり、有田町総合計画等諸計画を基本に、国第4次男女共同参画基本計画（平成27年12月策定）及び第4次佐賀県男女共同参画基本計画（平成28年3月策定）の施策を勘案して再構築し、さらに策定委員会の審議をもとに本町の特性に応じた施策を織り込み策定しました。

※1：男女共同参画社会基本法（平成11年6月23日法律第78号）  
付属資料 32ページ参照

### 2. 計画の基本理念

男女共同参画社会の実現は、女性にとっても男性にとっても生きやすい社会を作ることです。

性別によって役割を分ける考え方をなくした男女平等の社会、男女の人权が尊重され、尊厳を持って個人が生きることのできる社会、男女が個性と能力を發揮することによる、多様性に富んだ活力ある社会などを目指すことにより、男女共同参画社会のまちづくりを実現していきます。

### 3. 計画の基本目標

- ・ 基本目標1 男女共同参画社会に向けた基盤づくり
- ・ 基本目標2 あらゆる分野での女性の活躍と男女共同参画社会の実現
- ・ 基本目標3 安全・安心な暮らしを実現するための社会づくり

### 4. 計画の期間

本計画の期間は、平成29年度（2017）～平成33年度（2021）までの5か年です。

ただし、国内外の動向や男女共同参画に関する社会経済状況の変化等を考慮し、必要があれば内容の見直しを行います。

## 5. 計画の体系

基本目標	重点項目	具体的施策
1. 男女共同参画 社会に向けた 基盤づくり	(1) 男女共同参画社会に関する幼少期からの意識の形成	ア 男女共同参画の視点に立った家庭教育の推進 イ 男女平等意識を高める幼児教育・学校教育の推進 ウ 男女共同参画に関する学習機会の提供
	(2) 男女共同参画社会への意識啓発	ア 社会制度・慣行の見直し イ 広報・啓発活動の効果的な展開
2. あらゆる分野での女性の活躍と 男女共同参画社会の実現	(1) 政策・方針決定の場への女性の参画促進と女性活躍	ア 審議会・委員会などへの女性の参画促進 イ 女性の人材育成と情報の提供・交流の拠点整備
	(2) 家庭生活・地域社会での男女共同参画の推進	ア 家庭生活における男女共同参画の促進 イ 地域社会における男女共同参画の促進
	(3) ワーク・ライフ・バランスの推進	ア ワーク・ライフ・バランスの啓発 イ 育児・介護休業制度の普及・促進 ウ 多様な就業形態に応じた労働環境の改善
	(4) 就業を支える労働環境の整備	ア 男女の雇用機会均等の推進 イ 労働に対する適正評価の推進 ウ 女性が働きやすい農林業の環境整備
	(5) 女性がいきいきと働き続けるための支援	ア 保育サービスなどの充実 イ 子育てに伴う経済的負担の軽減 ウ ひとり親家庭への自立支援 エ 子育て支援のネットワークづくり オ 父親の子育て協力の促進 カ 子育て支援センターの設置
	(6)相談体制の充実	ア 女性総合相談窓口の充実

基本目標	重点項目	具体的施策
3. 安全・安心な暮らしを実現するための社会づくり	(1) 妊娠・出産・乳幼児期の健康支援	ア 子どもや母親の健康の確保 イ 小児保健医療の充実
	(2) 思春期保健対策の充実	ア 思春期教室の実施 イ 喫煙・飲酒・薬物対策
	(3)食育の推進	ア 食育の推進
	(4) 青壮年期の健康づくりの推進	ア 健康診査等の受診者増の推進 イ 受診しやすい環境の整備 ウ 生涯スポーツの推進
	(5) 高齢男女の生活自立支援	ア 介護予防の推進 イ ケアマネジメント体制の強化 ウ 住環境の整備
	(6) 男女間におけるあらゆる暴力の根絶	ア 男女間のあらゆる暴力の予防のための啓発 イ 子どもや高齢者などに対する暴力・虐待の予防・啓発 ウ 女性総合相談窓口の充実 エ 関係機関の連携 オ 防犯灯設置の推進 カ 犯罪予防の啓発活動の充実 キ 地域安全活動の推進

## 6. 成果目標

基本 目標 — 重点 項目 — 具体的 施策	成果目標名	基準値	平成 33 年度 までの 成果目標
		平成 28 年度	
1-(2)-ア	町民アンケート（一般） 問 1(8) 社会全体で見た場合 <b>平等の割合</b>	女性) 13.8%	30%以上
		男性) 27.4%	
	町民アンケート（一般） 問 10(2) 夫は外で働き、妻は家庭を守るべきである <b>反対の割合</b>	女性) 67.3%	75%以上
		男性) 58.1%	
2-(1)-ア	審議会・委員会などへの女性委員の割合	17.5%	30.0%
2-(2)-イ	町民アンケート（一般） 問 9 女性の役職採用や社会進出（リーダー等）に期待された場合 <b>やってみたい の割合</b>	女性) 29.5%	40%以上
		女性) 54.7%	
	町民アンケート（一般） 問 12 日頃、どのような地域活動をしているか <b>していない の割合</b>	男性) 33.9%	30%以下
		女性) 5.0%	
	町民アンケート（一般） 問 12 自治会活動をしている <b>女性の活動割合</b>		10%以上

## 第3章 計画の内容

### ○基本目標 1

男女共同参画社会に向けた基盤づくり ····· 8

### ○基本目標 2

あらゆる分野での女性の活躍と男女共同参画社会の実現  
······ 1 2

### ○基本目標 3

安全・安心な暮らしを実現するための社会づくり · 2 1

### 第3章の構成について

第3章は、3つの**基本目標**とそれ毎に**重点項目**を掲げ、それを実現する**具体的施策**と実施する行政の**担当部署**で構成しています。

また、各基本目標の最後に、町民・地域・事業者に男女共同参画の推進を促す事として、「**自分や家族で出来ること、地域や事業所で取り組むこと**」を記載しています。

## 基本目標 1 男女共同参画社会に向けた基盤づくり

家庭、地域社会、企業等で※用語固定的性別役割分担意識や慣行が根強く存在し、女性の自立や社会参画への障害となっています。男女共同参画社会を実現させるためには、人々の意識の中に長い時間をかけて形作られてきたこのような意識を解消しなければなりません。

平成28年7月に実施した町民アンケートによる意識調査において、※<sup>1</sup>結婚・家庭等について『夫は外で働き、妻は家庭を守るべきである』との問い合わせに、賛成意見が女性で15.7%※<sup>3</sup>（21.9%、以下（ ）内は前回アンケート結果）、男性で25.8%（34.7%）あり、反対意見は女性で67.3%（58.4%）、男性で58.1%（48.7%）ありました。前回実施したアンケートと比べ、反対意見が女性で8.9%増加、男性で9.4%増加し、役割分担意識は低くなっています。また、男女とも年代が上がると賛成意見が多くなるのですが、70歳代では女性25%（32%）、男性33%（44%）で、高齢世代でも役割分担意識が低くなっています。

また、同アンケートの※<sup>2</sup>『次の分野で男女の地位は平等になっていると思いますか』との問い合わせの、『社会通念・慣習・しきたり』の分野では、平等であるとの回答は女性で11.9%（11.2%）、男性で20.2%（16.0%）、男性が優遇されているとの回答が女性で76.1%（70.8%）、男性で67.7%（70.7%）あり、『社会全体でみた場合』の分野では、平等であるとの回答は女性で13.8%（17.2%）、男性で27.4%（24.7%）、男性が優遇されているとの回答が女性で78.0%（67.0%）、男性で60.5%（56.7%）ありました。依然として、男女が平等になっているとの意識より、男性が優遇されているとの意識が高いようです。

このような意識は時代とともに変わりつつあるものの、いまだに根強く残っており、これらを解消していくために、男女共同参画に関する認識をさらに深め、定着させるための広報・啓発活動が必要です。

※1：町民アンケート集計結果 間10 54ページ 参照

※2：町民アンケート集計結果 間1 47ページ 参照

※3：（ ）の数値は前回アンケートの結果（平成23年2～4月）

## 重点項目（1）男女共同参画社会に関する幼少期からの意識の形成

家庭・職場・地域等において男女共同参画への意識改革は徐々に進んできているものの、まだまだ十分とはいえない状況です。

人権尊重を基盤にした男女平等観の形成を図るために、幼少期からの教育・学習の機会の充実を図っていきます。

具体的施策	担当部署
<b>ア 男女共同参画の視点に立った家庭教育の推進</b> ①男女が相互の人格を尊重し、相手の立場を理解し助け合うような人間形成を図るため、保護者を対象とした、子育てや家庭教育に関する学習機会を提供します。	生涯学習課
<b>イ 男女平等意識を高める幼児教育・学校教育の推進</b> ①保育所・認定こども園等において、幼少期からの男女共同参画の学習機会の提供を促進します。	住民環境課 学校教育課
②小・中学校等において、男女の人権尊重、男女の平等や男女が相互に協力し、家族の一員としての役割を果たし家庭を築くことの重要性、健康教育・性教育等について、子どもの発達段階に応じた適切な教育を行います。	学校教育課 生涯学習課
③中学校においては、性別にとらわれず、一人ひとりの個性や能力に応じ、主体的に進路を選択できる、生涯を見通した総合的な※用語 <u>キャリア教育</u> や進路指導を推進します。	学校教育課
④子どもが暴力の被害者になることを防ぎ、また、子どもが将来暴力の加害者になることを防ぐため、暴力は人権侵害であり絶対に許されるものではないことについて、子どもの頃からの教育・啓発を推進します。	住民環境課 健康福祉課 学校教育課 生涯学習課
⑤情報教育の充実として、児童生徒に対して、様々な機会を通じて、インターネットや携帯電話等の多種多様の※用語 <u>メディア</u> からの情報を主体的に収集し適正に利用・判断等できる能力の育成に努めます。	学校教育課

<p><b>ウ 男女共同参画に関する学習機会の提供</b></p> <p>①性別や年齢にかかわらず、誰もが地域社会を構成する一員として尊重される社会を実現するため、地域に住むすべての人が相手の立場を尊重し合う気持ちを持ち、誰もが対等な立場で社会に参画できるよう、住民の福祉意識や人権意識の醸成を図るため、講演会・学習機会等の提供を推進します。</p> <p>②町職員に対して研修等を実施し、男女共同参画に関する理解を促進し、その視点に立った施策を推進します。</p>	<p>まちづくり課 住民環境課 健康福祉課 生涯学習課</p> <p>総務課 まちづくり課</p>
---	---

## 重点項目（2）男女共同参画社会への意識啓発

町民の意識や行動の中には、「男は仕事、女は家庭」、「男の役割、女の役割」といった性別によって役割を固定的に分ける考え方方が根強く残っており解消されておりません。

また、町民アンケートによる意識調査で<sup>※1</sup>男女共同参画に関する様々な言葉について見たり聞いたりした事があるかの問い合わせに、『男女共同参画社会』は女性で81.1%、男性で84.7%が「知っている・聞いたことがある」と回答していて認知度は高いようですが、<sup>※用語</sup>『女子差別撤廃条約』、『ジェンダー(社会的性別)』、『ポジティブ・アクション(積極的改善措置)』は男女とも60%以下の低い認知度でした。

なお、<sup>※2</sup>中学生アンケートによる意識調査においても、これらの言葉の認知度は低い結果となっています。

また、平成28年4月に施行された<sup>※用語</sup>「女性活躍推進法」については、女性で49.7%、男性で44.4%が知っていると答えています。

このようなことから、固定的性別役割分担意識の解消や男女共同参画に関する認識を深めるための広報・啓発活動を広く積極的に展開していきます。

※1：町民アンケート集計結果 間8 52ページ 参照

※2：中学生アンケート集計結果 間13 46ページ 参照

具体的施策	担当部署
<p><b>ア 社会制度・慣行の見直し</b></p> <p>①職場・家庭・地域等さまざまな場における、男女の固定的な役割分担意識、慣行、慣習などを見直していくようあらゆる世代に対して広報・啓発活動に努めます。なお、これらの意識が若い世代より高齢世代にいまだに根強く残っていることから、高齢世代に対し、より積極的に実施していきます。</p>	まちづくり課
<p><b>イ 広報・啓発活動の効果的な展開</b></p> <p>①男女共同参画週間、人権週間等を通じ、あらゆる層に対し男女共同参画社会の形成の意義と責任や、それぞれの立場からの参画への取組みを重視した広報・啓発活動を地域に出向いて積極的に推進していきます。</p> <p>②『男女共同参画社会』、『ジェンダー(社会的性別)』、『ポジティブ・アクション』等の男女共同参画の推進に関する用語の認知度を上げていきます。</p>	まちづくり課 生涯学習課 住民環境課  まちづくり課 生涯学習課

自分や家族で出来ること、地域や事業所で取り組むこと
<ul style="list-style-type: none"> <li>●自分のニーズに合った生涯学習・講座や人権教育に関する講演会・学習会等に積極的に参加しましょう。</li> <li>●子どもに男女平等、人権尊重の大切さを教えましょう。</li> <li>●家庭や職場、地域などの日常生活で、男女の役割を固定的にとらえた社会通念や慣行・しきたりがないか改めて見てみましょう。</li> <li>●人権尊重の意識を持ち、あらゆる状況や立場の人たちに思いやりを持って接するよう心がけましょう。</li> <li>●女性は自分の能力をさまざまな場に生かすよう努め、これまで女性が少なかった分野や、自分に合った社会活動にチャレンジしましょう。</li> <li>●女性も地域行事や活動に参加するだけでなく、方針決定の場に参画し、はつきり意見を言いましょう。</li> <li>●家事や子育て、介護を女性だけの役割と決めつけないで、家族や地域で支えていきましょう。</li> </ul>

## 基本目標 2 あらゆる分野での女性の活躍と男女共同参画社会の実現

女性は政治、経済、社会など多くの分野で活動していますが、これらの分野の政策・方針を決定する過程への参画については、まだ十分とは言えません。このため、さまざまな分野に女性の参画を推進するための人材育成を実施し、政策・方針決定過程への参画を促進しなければなりません。

また、町民アンケートによる意識調査において、<sup>※1</sup>『男女共同参画社会を実現するために、今後、行政はどのようなことに力を入れていくべきだと思いますか』との問いに、『子育てや介護等でいったん仕事を辞めた人の再就職を支援する』を選択した人が女性で 68.6%<sup>※2</sup>（68.2%、以下（ ）内は前回アンケート結果）、男性で 63.7%（52.0%）、『子育てや介護中であっても仕事が続けられるよう支援する』を選択した人が女性で 69.2%（66.1%）、男性で 58.9%（54.0%）、『保育の施設・サービスや、高齢者や病人の施設や介護サービスを充実する』を選択した人が女性で 56.0%（63.5%）、男性で 56.5%（48.7%）あるなど、子育てや家族の介護に関する施策の充実を望む回答が前回同様、多くありました。このことから、男女共同参画を促進するためには、仕事と子育てや介護が両立できるような支援や、男女の就業を支える労働環境の整備をさらに推進していくかなければなりません。

平成 28 年 4 月に「女性活躍推進法」が施行され、今後ますます女性の活躍が期待されますが、そのためには仕事や家庭のあり方、社会制度・慣行など社会全体の意識を変革していくことが必要です。

※1：町民アンケート集計結果 間 11 56 ページ 参照

※2：（ ）の数値は前回アンケートの結果（平成 23 年 2～4 月）

### 重点項目（1）政策・方針決定の場への女性の参画促進と女性活躍

男女共同参画社会の実現に向けて、政策・方針決定過程への女性の参画の拡大は極めて重要です。

町の各種審議会等への女性登用数は、平成 28 年 4 月 1 日現在、<sup>※3</sup>審議会等は 29 人<sup>※5</sup>（18.8%）、<sup>※4</sup>委員会等は 3 人（10.3%）、合計 32 人（17.5%）となっており、有田町男女共同参画基本計画（1 次）で掲げた平成 28 年度の目標指標 25% には達することができませんでした。

引き続き、町の各種審議会・委員会などへの女性の参画を積極的に推進していきます。

また、様々な分野への女性の参画を促進し活躍するための人材育成等の充実

や、女性グループ育成・交流の拠点づくりも必要となります。

※3：審議会（地方自治法第202条の3に基づく）

民生委員推薦会、国民健康保険運営協議会、公民館運営審議会、上下水道事業審議会、都市景観審議会 など

※4：委員会（地方自治法第180条の5に基づく）

教育委員会、選挙管理委員会、人事委員会、監査委員、農業委員会、固定資産評価審査委員会 など

※5：( ) の数値は会議の人員に占める女性の割合

具体的施策	担当部署
<b>ア 審議会・委員会などへの女性の参画促進</b> ①町の各種審議会・委員会毎に複数人の女性の参画を推進します。  <b>&lt;成果目標指標&gt;</b> ・審議会・委員会への女性登用 平成28年度 (実績) 17.5% 平成33年度 (目標) 30.0%	総務課 まちづくり課 各関連課
<b>イ 女性の人材育成と情報の提供・交流の拠点整備</b> ①女性リーダー等の人材育成の為の研修、意識啓発、情報提供等を推進します。  ②女性団体・グループ、NPO等の学習活動の支援を行います。  ③女性団体などのネットワークを構築します。  ④婦人の家における事業を充実します。  ⑤交流拠点の施設としての生涯学習センターや町公民館施設を整備・充実します。	まちづくり課 生涯学習課  生涯学習課 まちづくり課  まちづくり課  生涯学習課  生涯学習課

## 重点項目（2）家庭生活・地域社会での男女共同参画の推進

町民アンケートによる意識調査において、<sup>※1</sup>『男性が女性とともに家事、子育て、介護、地域活動に積極的に参加していくためには、どのようなことが必要だと思いますか』との問い合わせに対しては、『男性が家事などに参加することに対する男性自身の抵抗感をなくすこと』との回答が女性で 65.4%<sup>※3</sup> (59.7%)、男性で 51.6% (52.0%) あり、男性が家事などに参加することに抵抗感を持っていることがうかがえます。

また、同アンケートの<sup>※2</sup>『日頃地域でどのような活動をしていますか』との問い合わせに対して、『していない』との回答が、女性で 54.7% (42.5%)、男性で 33.9% (32.7%) あり、女性の地域活動への参加がまだまだ少ないようです。

このようなことから、男性の家事・育児などへの参加意識の醸成や女性の地域活動への参加を促進するため、家庭・地域における男女共同参画の実践促進に向けた意識啓発の推進が必要です。

※1：町民アンケート集計結果 問6 51 ページ 参照

※2：町民アンケート集計結果 問12 57 ページ 参照

※3：( ) の数値は前回アンケートの結果（平成23年2～4月）

具体的施策	担当部署
<p><b>ア 家庭生活における男女共同参画の促進</b></p> <p>①男性の家事・育児や地域活動への参画を促進するため、情報や学習機会の提供を行います。</p>	まちづくり課 生涯学習課
<p><b>イ 地域社会における男女共同参画の促進</b></p> <p>①理事などの役員が特定の性に偏っている<sup>※3</sup>地域社会の様々な組織に対し、男女双方への参画促進を働きかけます。</p> <p>※3：NPO法人、住民活動・ボランティア団体、自治会、婦人会、老人会、PTA等</p>	総務課 まちづくり課
<p>②女性消防団等の充実に努め、地域ぐるみの自主防災・防犯体制の確立を目指します。</p>	総務課 消防署

### 重点項目（3）ワーク・ライフ・バランスの推進

ワーク・ライフ・バランスとは、「国民一人ひとりがやりがいや充実感を感じながら働き、仕事上の責任を果たすとともに、家庭や地域生活などにおいても、子育て期、中高年期といった人生の各段階に応じて多様な生き方が選択・実現できる社会」とされています。

町民アンケートに「ワーク・ライフ・バランス（仕事と生活の調和）」の問い合わせについて、知っているとの回答が、女性で 63.5%、男性で 61.3% ありました。

このワーク・ライフ・バランスを推進していくためには、家庭だけではなく事業所においてもワーク・ライフ・バランスの理解が必要であり、各種制度等を利用し充実した生活の実現に取り組みます。

具体的施策	担当部署
<b>ア ワーク・ライフ・バランスの啓発</b> ①住民や事業所、自営・農林業等を営むものに対し、個人の生活全体に潤いと活力を与えるワーク・ライフ・バランスへの理解を深めるための広報等の啓発活動を行う。	まちづくり課 商工観光課 農林課
<b>イ 育児・介護休業制度の普及・促進</b> ①仕事と育児・介護の両立に向けて、住民や事業所に対して、 ※用語 <u>育児・介護休業法</u> の周知・啓発や情報提供の充実を図ります。	まちづくり課 商工観光課
<b>ウ 多様な就業形態に応じた労働環境の改善</b> ①※用語 <u>短時間正社員制度</u> や※用語 <u>テレワーク</u> など本人のライフスタイルに応じた多様な働き方の普及・啓発を図ります。	商工観光課

## 重点項目（4）就業を支える労働環境の整備

職場での男女共同を推進していくためには、男女雇用機会均等法や育児・介護休業制度など関係する法令等が地域社会によく理解されていることが必要です。職場環境の改善には、これらの法令等を理解し、正しく運用することが肝心です。

農林業、商工業等において、女性が担い手として重要な役割を担っていくための支援を行います。

具体的施策	担当部署
<b>ア 男女の雇用機会均等の推進</b> ①※用語 <u>男女雇用機会均等法</u> 等関係法令・制度について、事業所へ制度等の趣旨の普及に努めます。	まちづくり課 商工観光課
<b>イ 労働に対する適正評価の推進</b> ①男女間の賃金格差の解消や人事慣行・雇用処遇の改善を進めるため、事業所に対し※用語 <u>ポジティブ・アクション</u> （積極的改善措置）を推奨し、その取組に向けた情報提供等を行います。	まちづくり課 商工観光課
<b>ウ 女性が働きやすい農林業の環境整備</b> ①※用語 <u>家族経営協定</u> の締結の推進を図ります。	農林課



## 重点項目（5）女性がいきいきと働き続けるための支援

近年、生活形態の多様化や共働き世帯の増加に伴い、保育サービスに対するニーズも多様化しています。また、子育てに伴う経済的負担について、不安を感じる保護者が多数みられる状況となっています。

町民アンケートによる意識調査においても、<sup>\*1</sup>『女性が長く働き続けることを困難にし、障害になると考えられるものはどんなんですか』との問い合わせに対して、『出産、育児』との回答が、女性で 81.1%<sup>\*2</sup>（77.7%）、男性で 81.5%（73.3%）あり、前回（5年前）の調査より女性で 3.4%、男性で 8.2% 増加しました。

すべての家庭で安心して子どもを育てることができるよう、保護者の実情を踏まえながら、今以上に各種保育事業の充実や経済的負担の軽減を図り、適切なサービス利用に向けた周知を図ります。

※1：町民アンケート集計結果 間5 50ページ 参照

※2：（ ）の数値は前回アンケートの結果（平成23年2～4月）

近年の社会環境の変化に伴い、ひとり親家庭が増加するなど、家庭環境の変化がみられます。ひとり親家庭では、子育てに限らず、就労や家事などに不安・悩みを抱える世帯も少なくありません。このような、ひとり親家庭の自立支援も取り組みます。

子育てを家庭のみならず、地域全体で支えるために、地域の関連機関や住民が連携する、子育てネットワークの構築をします。

具体的施策	担当部署
<p><b>ア 保育サービスなどの充実</b></p> <p>① 通常保育事業 0歳児からの受け入れを行うとともに、途中入所にも柔軟に対応します。</p>	住民環境課
<p>② 延長保育事業 保護者の就業時間の多様化などによる保育ニーズに対応するため、保育所における延長保育を継続して実施します。</p>	住民環境課

<p>③ 一時預かり事業</p> <p>一時的・緊急的な保育ニーズに対応するため、保育所における一時保育を継続して実施します。</p>	住民環境課
<p>④ 休日保育事業</p> <p>保護者の就労実態に応じ、一部の私立保育所において休日保育を継続して実施します。</p>	住民環境課
<p>⑤ 病児・病後児保育事業</p> <p>病気の回復期にあり、集団での保育が困難な子どもに対する保育を行います。</p>	住民環境課
<p>⑥ 保育施設・設備の充実</p> <p>保育施設・設備の改修など、計画的な整備を推進します。</p>	住民環境課
<p>⑦ 放課後児童健全育成事業</p> <p>子どもの放課後等の居場所として「放課後児童クラブ」の充実を図ります。</p>	生涯学習課
<p><b>イ 子育てに伴う経済的負担の軽減</b></p> <p>① 保育所保育料・幼稚園保育料の軽減</p> <p>保育所の保育料、幼稚園の入園料・保育料の負担軽減を継続して図ります。</p>	住民環境課 学校教育課
<p>② 各種手当等に関する周知</p> <p>広報やパンフレットなどにより、子育て支援に関する各種手当等の周知を図り、利用を促進します。</p>	住民環境課 健康福祉課 学校教育課
<p><b>ウ ひとり親家庭への自立支援</b></p> <p>① ひとり親家庭の実情に即した相談支援体制の充実、経済的支援の強化、交流促進により、自立支援に取り組みます。</p> <p>a. 母子(父子)相談の充実</p> <p>ひとり親家庭の不安や悩みを解消するため、職員が民生委員・児童委員等と連携しながら、相談の充実を図ります。</p>	健康福祉課

<p>b. 経済的支援の強化</p> <p>母子・父子・寡婦福祉資金貸付、児童扶養手当、ひとり親家庭等医療費助成制度などの利用を促進します。</p> <p>c. 交流の促進</p> <p>母子(父子)家庭の交流を促進し、育児への不安の解消と、相互の協力体制づくりに努めます。</p>	<p>健康福祉課</p> <p>健康福祉課</p>
<p><b>エ 子育て支援のネットワークづくり</b></p> <p>① 地域における子育てネットワークを構築するため、地域の子育て家庭や住民が気軽に集える機会、子育て相互支援の仕組みづくりに取り組みます。また、性別や年齢にかかわらず、さまざまな人とふれあうことは、子ども自身が社会の一員であることを学ぶ機会として重要であるため、地域の協力を得ながら、世代間の交流を促進します。</p> <p>a. 子育てサークルの活動支援</p> <p>子育て中の保護者の集いである各種サークルの活動の充実を図ります。</p> <p>b. 子育て支援ボランティアの育成・支援</p> <p>子育て支援に取り組むボランティアの育成・支援に取り組みます。</p> <p>c. 世代間交流の推進</p> <p>保育所における地域の老人クラブ等との世代間交流を支援します。</p>	<p>住民環境課</p> <p>健康福祉課</p> <p>住民環境課</p> <p>健康福祉課</p> <p>住民環境課</p>
<p><b>オ 父親の子育て協力の促進</b></p> <p>① 育児の負担が母親もしくは父親だけにかたよらないよう、夫婦で子育てについて考える機会づくりや啓発に取り組むことで、父親の育児への関心・対処能力を高め、子育てへの参加を促進します。</p>	<p>健康福祉課</p> <p>生涯学習課</p>
<p><b>カ 子育て支援センターの設置</b></p> <p>① 専門の職員により、育児の悩み相談など、子育てに関するあらゆる面からのサポート体制を築くため、<sup>※用語</sup><u>子育て支援センター</u>の設置を推進します。</p>	<p>住民環境課</p> <p>健康福祉課</p>

## 重点項目（6）相談体制の充実

総合相談窓口の設置と行政から医療機関までの連携により、様々な問題に対応できる体制の整備を推進します。

具体的施策	担当部署
<p><b>ア 女性総合相談窓口の充実</b></p> <p>① 配偶者や交際相手からの暴力被害、男女問題、結婚、離婚、経済問題、人間関係、育児等様々な悩み事の問題解決のため『女性総合相談窓口』を設置し、相談体制の充実を図ります。</p>	健康福祉課

自分や家族で出来ること、地域や事業所で取り組むこと
<ul style="list-style-type: none"><li>●男女とも地域の一員として、地域活動に積極的に参加していきましょう。</li><li>●自治会、N P O等の運営で、性別によって不平等になっていないか見直しましょう。</li><li>●事業者は、事業所の男女共同参画を推進し、男女を問わず、雇用者が仕事と家庭生活の両立ができるよう、労働時間の短縮、育児・介護休業等の取得促進、短時間正社員制度など多様な働き方の導入に努めましょう。</li><li>●事業者は、女性の管理職等への登用などポジティブ・アクション（積極的改善措置）を推進しましょう。</li><li>●農業、商工自営業においては、家事、介護、地域活動の負担を男女で分担しましょう。</li><li>●広報やホームページ等に掲載される、子育て支援に関する情報の把握に心がけましょう。</li><li>●広報やホームページ等を利用して、日頃から各種相談窓口の把握に心がけましょう。</li></ul>

### 基本目標 3 安全・安心な暮らしを実現するための社会づくり

生涯を通じた安全・安心な暮らしのためには、健康の保持増進を図り、心身ともに健康で活力ある生活を形成することが重要となります。男女では異なる健康上の問題に気を付ける必要があり、特に女性については、妊娠・出産、思春期、更年期、高齢期等人生の各段階に応じた適切な健康保持増進ができるよう総合的な対策の推進が必要です。

また、食生活やこれを取り巻く環境が急激に変化する中で、栄養の偏りや食習慣の乱れがみられ、健康への影響が懸念されている中、男女を問わず、食に関する知識と食を選択する力を習得し、健全な食生活を実践する能力を育むために食育に関する施策の推進が必要となります。

ドメスティック・バイオレンス（DV）やストーカー等の暴力は、重大な人権侵害であり、男女がお互いの尊厳を重んじ、対等な関係づくりを進める男女共同参画社会の形成を大きく阻害します。

このため、男女を問わず、暴力を許さない社会風土の醸成が必要であり、学校や地域、職場での教育や学習を通じて、男女間のあらゆる暴力を根絶し、暴力を容認しない社会基盤の整備を図ります。

町民アンケートによる意識調査で、<sup>※1</sup> 『DVを経験したり、身近で見聞きしたことがありますか』との問い合わせに対して『暴力を受けたことがある』を選択した人が女性で 10.7%(17 人) <sup>※3</sup> (15.9%(37 人)、以下 ( ) 内は前回アンケート結果)、男性で 1.6%(2 人) (2.7%(4 人)) おり、さらに、この方たちへの<sup>※2</sup> 『そのことを誰かに打ち明けたり、相談しましたか』との問い合わせには『どこ(誰)にも相談しなかった』を選択した人が女性で 4 人(23.5%)、男性で 1 人(50.0%)ありました。

前回（5年前）のアンケートと比べて率では下がってはいますが、DV被害を受けても誰にも相談をしない人たちが潜在的におり、その実態が見えていない状況です。

このようなことから、被害者が相談しやすい体制の整備を通じて被害の潜在化・再発を防止し、さらに関係機関が連携して、被害者の保護から自立支援に至るまで切れ目のない支援を行っていきます。

※1：町民アンケート集計結果 問16 58ページ 参照

※2：町民アンケート集計結果 問17 59ページ 参照

※3：( ) の数値は前回アンケートの結果（平成23年2～4月）

## 重点項目（1）妊娠・出産・乳幼児期の健康支援

妊娠・出産は親にとって大きな喜びであると同時に、心身の急激な変化や産後の子育てに不安や悩みが生じやすいため、安心して子どもを産み育てる環境づくりが必要です。また近年、子どもや親の心身の健康を取り巻く環境は大きく変化しています。このための対策も必要となっています。

具体的施策	担当部署
<p><b>ア 子どもや母親の健康の確保</b></p> <ul style="list-style-type: none"><li>・妊娠・出産、子育てに対する不安を軽減できるよう、正しい保健知識に関する情報提供とともに、健康診査等の母子保健事業の充実に努めます。</li><li>① 妊婦の健康づくり 母子健康手帳交付時に母親学級を開催し、妊娠の健康管理及び出産前後の情報提供・個別相談等により、安全な妊娠・出産を支援します。</li><li>② 妊婦・乳幼児健康診査・および相談 妊娠期からの疾病の早期発見に努め、乳幼児期の心身の発達及び育児環境を把握し、療育指導など、適切な指導を行います。</li><li>③ 不妊治療への助成 不妊に悩む夫婦を対象に、医療費の助成・相談の機会提供により支援を行います。</li><li>④ 予防接種の実施 予防接種法に基づき予防接種を行い、早期接種、接種率の向上に努めます。</li><li>⑤ 事故防止の啓発 乳幼児を持つ親をはじめ、保育に携わる人に対し、健診や相談時及び母子保健推進員の活動等を通して、事故防止に関する意識の啓発や対策に関する指導を行います。</li></ul>	健康福祉課

<p>⑥ 発達相談の充実</p> <p>子どもの健全な発育発達を促すため、臨床心理士等による相談を実施します。</p> <p>⑦ 母子保健推進員活動の充実</p> <p>子育て中の母親と子どもの健康に資する活動を行う母子保健推進員について、その活動の充実・支援を図ります。</p>	<p>健康福祉課</p> <p>健康福祉課</p>
<p><b>イ 小児保健医療の充実</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・子どもの健康状態は急変しやすく、急病時の対応など、小児保健医療についての不安を抱える保護者は多くみられます。</li> </ul> <p>このため、子ども医療費助成とともに、かかりつけ医確保の啓発、救急医療等の情報提供に努めます。</p> <p>① 子どもの医療費の助成</p> <p>中学3年生までの医療費について、助成の充実を図ります。</p>	<p>健康福祉課</p>
<p>② かかりつけ医確保の啓発</p> <p>身近な地域において継続的な医療・相談が受けられるよう、町広報等を活用し、かかりつけ医の確保の必要性を啓発します。</p>	<p>健康福祉課</p>
<p>③ 救急医療情報の提供</p> <p>乳幼児健診等の機会を活用し、小児救急医療情報の提供に努めます。</p>	<p>健康福祉課</p>

## 重点項目（2） 思春期保健対策の充実

近年、10代の喫煙・飲酒、妊娠中絶や性感染症、薬物乱用など、青少年の心と身体の問題が深刻さを増しています。思春期は身体的・精神的な発達が著しく、将来、親となるための準備期間として重要な時期であることから、この時期における子どもの心身の健やかな成長が望されます。

このため、性に関する正確な知識や薬物乱用、喫煙・飲酒の有害性に関する知識の普及・啓発を図り、児童・生徒の心身の健康づくりを支援します。

具体的施策	担当部署
<b>ア 思春期教室の実施</b> ① 学校・保健所との連携により、中学生・小学生の高学年を対象に、性に関する適切な知識と生命の尊さ等について、専門家による講義を実施しています。今後、さらに保護者も含めた正しい知識の普及・啓発に努めます。	学校教育課 健康福祉課
<b>イ 喫煙・飲酒・薬物対策</b> ① 小中学校において、喫煙・飲酒・薬物が健康に及ぼす害に関する正確な情報の提供を実施します。	学校教育課 健康福祉課
② 薬物乱用は本人の身体及び精神の健康をむしばむだけではなく、家庭崩壊や犯罪の原因となるため、薬物乱用防止に努めます。	学校教育課 健康福祉課

## 重点項目（3） 食育の推進

食生活やこれを取り巻く環境が急激に変化する中で、栄養の偏りや食習慣の乱れがみられ、健康への影響が懸念されています。こうした中、男女を問わず、食に関する知識を身に付け、健全な食生活を実践する能力を育むため、食育に関する施策を推進します。

具体的施策	担当部署
<b>ア 食育の推進</b> ① 「有田町食育推進計画」に基づき、適切な食習慣の定着など、食育に関する住民への周知・啓発に努めます。	健康福祉課 農林課

## 重点項目（4） 青壮年期の健康づくりの推進

男女が人生の各ステージにおいて、心身ともに健康で活力ある生活を送るために、自主的に健康づくりに取り組むことが出来るよう、運動や健康診査等の推進に努めます。

また、健康診査等の情報提供や受診しやすい環境づくりに努めます。

具体的施策	担当部署
<b>ア 健康診査等の受診者増の推進</b> ① 健康診査等の必要性について啓発を行います。  ② 健康診査等の日程等についての情報提供を行います。	健康福祉課 健康福祉課
<b>イ 受診しやすい環境の整備</b> ① 受診しやすい実施方法を検討します。  ② 検診結果の見方や健康の保持増進に役立つ内容の情報提供を行います。	健康福祉課 健康福祉課
<b>ウ 生涯スポーツの推進</b> ① 地域スポーツクラブや各種スポーツ教室等の充実を図り、スポーツ・レクリエーションを通した健康づくり、住民が気軽に運動できる機会の充実を図ります。	生涯学習課 健康福祉課

## 重点項目（5） 高齢男女の生活自立支援

高齢男女が家庭・地域で安心して暮らせるための生活自立に向け、高齢者の生活支援を進めます。

具体的施策	担当部署
<b>ア 介護予防の推進</b> ① 介護予防対策として地域支援事業を実施し、予防重視型システムの定着を積極的に進めます。	健康福祉課
<b>イ ケアマネジメント体制の強化</b> ① 高齢者の日常生活支援施策を推進するため <sup>※用語</sup> <u>地域包括支援センター</u> の機能の充実を図ります。	健康福祉課
<b>ウ 住環境の整備</b> ① 高齢者を含む全ての男女が社会の活動に参画し、社会の担い手として役割と責任を果たしつつ、自信と誇りと喜びを持って生活を送ることができるよう、公共交通体系の整備や公共施設・道路の <sup>※用語</sup> <u>バリアフリー化</u> を推進します。	まちづくり課 健康福祉課 建設課

自分や家族で出来ること、地域や事業所で取り組むこと
<ul style="list-style-type: none"><li>●女性には女性特有の健康上の問題が生じることの認識を深めましょう。</li><li>●子どもの喫煙・飲酒・薬物乱用の健康被害について知識や意識を高めましょう。</li><li>●食の安心・安全に関する知識や意識を高め、栄養のバランスが取れた食事をとるよう心がけましょう。</li><li>●自分の健康に関心をもち、若いうちからその保持増進に努めましょう。</li><li>●健康診査の受診や健康教室に参加するなど、自らの健康管理を行いましょう。</li><li>●スポーツや散歩など積極的に身体を動かし、心身の健康維持に努めましょう。</li><li>●バリアフリーに対する理解を深めましょう。</li></ul>

## 重点項目（6）男女間におけるあらゆる暴力の根絶

暴力の予防と根絶には、暴力を許さない社会風土を醸成する広報啓発が重要であるため、あらゆる世代への広報啓発をおこないます。

DV等の暴力被害を相談しやすい体制をつくることにより被害者の潜在化を防ぐとともに、暮らしの中でのさまざまな悩み事も相談できるようにします。

女性等に対する暴力など、身近な犯罪を予防するため、啓発活動の充実とその継続的な実施を図り、住民の防犯意識を高めます。

具体的施策	担当部署
<p><b>ア 男女間のあらゆる暴力の予防のための啓発</b></p> <p>①※用語 <u>配偶者暴力防止法（DV防止法）</u> の認知度を上げています。</p>	健康福祉課 生涯学習課
<p>②男女間のあらゆる暴力を容認しない広報啓発を行います。</p>	健康福祉課 生涯学習課
<p><b>イ 子どもや高齢者などに対する暴力・虐待の予防・啓発</b></p> <p>①子どもや高齢者などに対する暴力・虐待を根絶するための予防・啓発等の充実を図ります。</p>	住民環境課 健康福祉課 学校教育課 生涯学習課
<p>②児童虐待の防止、早期発見・早期対応を図ります。</p>	住民環境課 健康福祉課 学校教育課 生涯学習課
<p><b>ウ 女性総合相談窓口の充実</b></p> <p>①女性総合相談員によるDVや暮らしの中で抱える様々な悩みに応じた相談を行い、適切な情報の提供や、必要に応じて専門機関を紹介します。</p>	健康福祉課
<p><b>エ 関係機関の連携</b></p> <p>①相談者に関する機関・部署と連携をとり、情報の共有</p>	健康福祉課

<p>化や二次被害の防止に努めます。</p> <p><b>オ 防犯灯設置の推進</b></p> <p>①身近な犯罪の予防として、防犯灯の設置を推進します。</p> <p><b>カ 犯罪予防の啓発活動の充実</b></p> <p>①警察や防犯協会等関係機関・団体と連携し犯罪予防の啓発活動を充実させます。</p> <p><b>キ 地域安全活動の推進</b></p> <p>①地域ぐるみの自主的な防犯パトロールの実施や「子ども110番」の強化等、地域安全活動を積極的に推進します。</p>	<p>総務課</p> <p>総務課</p> <p>総務課</p>
--	----------------------------------

<b>自分や家族で出来ること、地域や事業所で取り組むこと</b>	
<ul style="list-style-type: none"> <li>●女性に対する暴力は、個人の問題ではなく社会問題であると認識しましょう。</li> <li>●女性の人権を侵害する暴力を許さない社会を目指して、家庭、地域、学校、職場など、それぞれの場で話し合いや研修をしましょう。</li> <li>●DVやセクシャルハラスメントの被害を受けたら、ためらわずに相談しましょう。</li> <li>●家庭内で起こる暴力は犯罪だと認識し、周囲に暴力の被害を受けた人がいたら、町の相談窓口などの専門機関を紹介しましょう。</li> <li>●広報やホームページ等を利用して、日頃から各種相談窓口の把握に心がけましょう。</li> <li>●隣近所の見守り活動を行うなど、地域の中で自主的な防犯活動を進めましょう。</li> <li>●声かけ運動や地域における防犯パトロール活動に積極的に参加ていきましょう。</li> </ul>	

## 第4章 計画の推進

### 1. 庁内の推進体制の整備

課長会議を中心に各課の連携を図りながら、施策を推進するとともに、職員が男女共同参画に対する認識を深めるよう研修や情報の提供を行います。

### 2. 男女共同参画に関する調査・情報収集

男女共同参画の現状や問題点を把握し施策の参考とするため、調査・情報収集を行います。

### 3. 計画の進行管理

計画に掲げた目標等の進捗状況の点検を行います。

### 4. 県との連携

男女共同参画社会を実現するための施策の推進において、本町だけでは難しい場合も多く、県の関係部署との連携が必要となるため、県に対して施策の充実や情報提供を求めていきます。

### 5. 町民との協働による計画の推進

町民が男女共同参画社会の実現に向け積極的に関わることができるよう、有田町男女共同参画推進協議会による町民と協働して基本計画を推進していきます。



## 付属資料

1. 男女共同参画社会基本法	32
2. 男女共同参画の推進のあゆみ（年表）	36
3. 有田町男女共同参画計画策定関係者名簿	39
4. 町民アンケート結果	40
5. 用語解説	62

# 1. 男女共同参画社会基本法(平成11年6月23日法律第78号)

最終改正:平成11年12月22日法律第160号

## 目次

前文

第1章 総則(第1条—第12条)

第2章 男女共同参画社会の形成の促進に関する基本的施策(第13条—第20条)

第3章 男女共同参画会議(第21条—第28条)

附則

我が国においては、日本国憲法に個人の尊重と法の下の平等がうたわれ、男女平等の実現に向けた様々な取組が、国際社会における取組とも連動しつつ、着実に進められてきたが、なお一層の努力が必要とされている。

一方、少子高齢化の進展、国内経済活動の成熟化等我が国の社会経済情勢の急速な変化に対応していく上で、男女が、互いにその人権を尊重しつつ責任も分かち合い、性別にかかわりなく、その個性と能力を十分に発揮することができる男女共同参画社会の実現は、緊要な課題となっている。

このような状況にかんがみ、男女共同参画社会の実現を21世紀の我が国社会を決定する最重要課題と位置付け、社会のあらゆる分野において、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の推進を図っていくことが重要である。

ここに、男女共同参画社会の形成についての基本理念を明らかにしてその方向を示し、将来に向かつて国、地方公共団体及び国民の男女共同参画社会の形成に関する取組を総合的かつ計画的に推進するため、この法律を制定する。

## 第1章 総則

### (目的)

第1条 この法律は、男女の人権が尊重され、かつ、社会経済情勢の変化に対応できる豊かで活力ある社会を実現することの緊要性にかんがみ、男女共同参画社会の形成に関し、基本理念を定め、並びに国、地方公共団体及び国民の責務を明らかにするとともに、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の基本となる事項を定めることにより、男女共同参画社会の形成を総合的かつ計画的に推進することを目的とする。

### (定義)

第2条 この法律において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

一 男女共同参画社会の形成 男女が、社会の対等な構成員として、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保され、もって男女が均等に政治的、経済的、社会的及び文化的利益を享受することができ、かつ、共に責任を担うべき社会を形成することをいう。

二 積極的改善措置 前号に規定する機会に係る男女間の格差を改善するため必要な範囲内において、男女のいずれか一方に対し、当該機会を積極的に提供することをいう。

### (男女の人権の尊重)

第3条 男女共同参画社会の形成は、男女の個人としての尊厳が重んぜられること、男女が性別による差別的取扱いを受けないこと、男女が個人として能力を発揮する機会が確保されることその他の男女の人権が尊重されることを旨として、行われなければならない。

### (社会における制度又は慣行についての配慮)

第4条 男女共同参画社会の形成に当たっては、社会における制度又は慣行が、性別による固定的な役割分担等を反映して、男女の社会における活動の選択に対して中立でない影響を及ぼすことによ

り、男女共同参画社会の形成を阻害する要因となるおそれがあることにかんがみ、社会における制度又は慣行が男女の社会における活動の選択に対して及ぼす影響をできる限り中立なものとするよう配慮されなければならない。

(政策等の立案及び決定への共同参画)

第5条 男女共同参画社会の形成は、男女が、社会の対等な構成員として、国若しくは地方公共団体における政策又は民間の団体における方針の立案及び決定に共同して参画する機会が確保されることを旨として、行われなければならない。

(家庭生活における活動と他の活動の両立)

第6条 男女共同参画社会の形成は、家族を構成する男女が、相互の協力と社会の支援の下に、子の養育、家族の介護その他の家庭生活における活動について家族の一員としての役割を円滑に果たし、かつ、当該活動以外の活動を行うことができるようすることを旨として、行われなければならない。

(国際的協調)

第7条 男女共同参画社会の形成の促進が国際社会における取組と密接な関係を有していることにかんがみ、男女共同参画社会の形成は、国際的協調の下に行われなければならない。

(国の責務)

第8条 国は、第3条から前条までに定める男女共同参画社会の形成についての基本理念（以下「基本理念」という。）にのっとり、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策（積極的改善措置を含む。以下同じ。）を総合的に策定し、及び実施する責務を有する。

(地方公共団体の責務)

第9条 地方公共団体は、基本理念にのっとり、男女共同参画社会の形成の促進に関し、国の施策に準じた施策及びその他のその地方公共団体の区域の特性に応じた施策を策定し、及び実施する責務を有する。

(国民の責務)

第10条 国民は、職域、学校、地域、家庭その他の社会のあらゆる分野において、基本理念にのっとり、男女共同参画社会の形成に寄与するよう努めなければならない。

(法制上の措置等)

第11条 政府は、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を実施するため必要な法制上又は財政上の措置その他の措置を講じなければならない。

(年次報告等)

第12条 政府は、毎年、国会に、男女共同参画社会の形成の状況及び政府が講じた男女共同参画社会の形成の促進に関する施策についての報告を提出しなければならない。

2 政府は、毎年、前項の報告に係る男女共同参画社会の形成の状況を考慮して講じようとする男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を明らかにした文書を作成し、これを国会に提出しなければならない。

## 第2章 男女共同参画社会の形成の促進に関する基本的施策

(男女共同参画基本計画)

第13条 政府は、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、男女共同参画社会の形成の促進に関する基本的な計画（以下「男女共同参画基本計画」という。）を定めなければならない。

2 男女共同参画基本計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

- 一 総合的かつ長期的に講ずべき男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の大綱
- 二 前号に掲げるもののほか、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項

- 3 内閣総理大臣は、男女共同参画会議の意見を聴いて、男女共同参画基本計画の案を作成し、閣議の決定を求めるなければならない。
- 4 内閣総理大臣は、前項の規定による閣議の決定があったときは、遅滞なく、男女共同参画基本計画を公表しなければならない。
- 5 前二項の規定は、男女共同参画基本計画の変更について準用する。

(都道府県男女共同参画計画等)

- 第14条 都道府県は、男女共同参画基本計画を勘案して、当該都道府県の区域における男女共同参画社会の形成の促進に関する施策についての基本的な計画（以下「都道府県男女共同参画計画」という。）を定めなければならない。
- 2 都道府県男女共同参画計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。
    - 一 都道府県の区域において総合的かつ長期的に講ずべき男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の大綱
    - 二 前号に掲げるもののほか、都道府県の区域における男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項
  - 3 市町村は、男女共同参画基本計画及び都道府県男女共同参画計画を勘案して、当該市町村の区域における男女共同参画社会の形成の促進に関する施策についての基本的な計画（以下「市町村男女共同参画計画」という。）を定めるように努めなければならない。
  - 4 都道府県又は市町村は、都道府県男女共同参画計画又は市町村男女共同参画計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

(施策の策定等に当たっての配慮)

- 第15条 国及び地方公共団体は、男女共同参画社会の形成に影響を及ぼすと認められる施策を策定し、及び実施するに当たっては、男女共同参画社会の形成に配慮しなければならない。

(国民の理解を深めるための措置)

- 第16条 国及び地方公共団体は、広報活動等を通じて、基本理念に関する国民の理解を深めるよう適切な措置を講じなければならない。

(苦情の処理等)

- 第17条 国は、政府が実施する男女共同参画社会の形成の促進に関する施策又は男女共同参画社会の形成に影響を及ぼすと認められる施策についての苦情の処理のために必要な措置及び性別による差別的取扱いその他の男女共同参画社会の形成を阻害する要因によって人権が侵害された場合における被害者の救済を図るために必要な措置を講じなければならない。

(調査研究)

- 第18条 国は、社会における制度又は慣行が男女共同参画社会の形成に及ぼす影響に関する調査研究その他の男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の策定に必要な調査研究を推進するよう努めるものとする。

(国際的協調のための措置)

- 第19条 国は、男女共同参画社会の形成を国際的協調の下に促進するため、外国政府又は国際機関との情報の交換その他男女共同参画社会の形成に関する国際的な相互協力の円滑な推進を図るために必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

(地方公共団体及び民間の団体に対する支援)

- 第20条 国は、地方公共団体が実施する男女共同参画社会の形成の促進に関する施策及び民間の団体が男女共同参画社会の形成の促進に関して行う活動を支援するため、情報の提供その他の必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

### 第3章 男女共同参画会議

(設置)

- 第21条 内閣府に、男女共同参画会議（以下「会議」という。）を置く。

### (所掌事務)

第22条 会議は、次に掲げる事務をつかさどる。

- 一 男女共同参画基本計画に関し、第13条第3項に規定する事項を処理すること。
- 二 前号に掲げるもののほか、内閣総理大臣又は関係各大臣の諮問に応じ、男女共同参画社会の形成の促進に関する基本的な方針、基本的な政策及び重要事項を調査審議すること。
- 三 前二号に規定する事項に関し、調査審議し、必要があると認めるときは、内閣総理大臣及び関係各大臣に対し、意見を述べること。
- 四 政府が実施する男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の実施状況を監視し、及び政府の施策が男女共同参画社会の形成に及ぼす影響を調査し、必要があると認めるときは、内閣総理大臣及び関係各大臣に対し、意見を述べること。

### (組織)

第23条 会議は、議長及び議員24人以内をもって組織する。

#### (議長)

第24条 議長は、内閣官房長官をもって充てる。

2 議長は、会務を総理する。

#### (議員)

第25条 議員は、次に掲げる者をもって充てる。

- 一 内閣官房長官以外の国務大臣のうちから、内閣総理大臣が指定する者
  - 二 男女共同参画社会の形成に関し優れた識見を有する者のうちから、内閣総理大臣が任命する者
- 2 前項第二号の議員の数は、同項に規定する議員の総数の10分の5未満であってはならない。
- 3 第1項第二号の議員のうち、男女のいずれか一方の議員の数は、同号に規定する議員の総数の10分の4未満であってはならない。
- 4 第1項第二号の議員は、非常勤とする。

#### (議員の任期)

第26条 前条第1項第二号の議員の任期は、2年とする。ただし、補欠の議員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 前条第1項第二号の議員は、再任されることができる。

#### (資料提出の要求等)

第27条 会議は、その所掌事務を遂行するために必要があると認めるときは、関係行政機関の長に対し、監視又は調査に必要な資料その他の資料の提出、意見の開陳、説明その他必要な協力を求めることができる。

2 会議は、その所掌事務を遂行するために特に必要があると認めるときは、前項に規定する者以外の者に対しても、必要な協力を依頼することができる。

#### (政令への委任)

第28条 この章に定めるもののほか、会議の組織及び議員その他の職員その他会議に関し必要な事項は、政令で定める。

## 附 則 (平成11年12月22日法律第160号) 抄

### (施行期日)

第1条 この法律(第2条及び第3条を除く。)は、平成13年1月6日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

(以下略)

## 2. 男女共同参画の推進のあゆみ(年表)

西暦(和暦)	世界(国連)の動き	国の動き	佐賀県の動き
1975年 (昭和50年)	・国際婦人年 ・国際婦人年世界会議	・婦人問題企画推進本部設置 ・婦人問題企画推進会議開催	
1977年 (昭和52年)		・「国内行動計画」策定	
1979年 (昭和54年)	・「女子差別撤廃条約」採択		
1980年 (昭和55年)	・「国連婦人の十年」中間年 世界会議	・「女子差別撤廃条約」署名	
1981年 (昭和56年)	・ILO 総会「家族的責任を有する労働者の機会及び待遇の均等に関する条約」採択	・「国内行動計画後期重点目標」策定	
1985年 (昭和60年)	・ILO 総会「雇用における男女の均等な機会及び待遇に関する決議」採択 ・「国連婦人の十年」ナイロビ世界会議	・「男女雇用機会均等法」成立 〔施行昭和61年〕 ・「女子差別撤廃条約」批准	・「佐賀県婦人問題対策の 推進方策」策定
1986年 (昭和61年)		・「男女雇用機会均等法」施行 ・婦人問題企画推進本部拡充 ・婦人問題企画推進有識者会 議開催	
1987年 (昭和62年)		・「西暦2000年に向けての新 国内行動計画」策定	
1990年 (平成2年)			・「さが女性プラン21」策 定
1991年 (平成3年)		・「西暦2000年に向けての新 国内行動計画」改定	
1994年 (平成6年)		・男女共同参画室設置 ・男女共同参画審議会設置	
1995年 (平成7年)	・北京で「第4回世界女性会 議」開催 ・「北京宣言及び行動綱領」 採択	・「育児休業法」改正(介護休業 制度の法制化等)	・佐賀県立女性センター 「アバンセ」開館

西暦(和暦)	世界(国連)の動き	国の動き	佐賀県の動き
1996年 (平成8年)		・「男女共同参画2000年プラン」策定	
1997年 (平成9年)		・「男女雇用機会均等法」改正 (募集・採用等の差別の禁止等)	
1999年 (平成11年)		・「男女共同参画社会基本法」成立	
2000年 (平成12年)	・国連特別総会「女性2000年会議	・「男女共同参画基本計画」閣議決定 ・「ストーカー行為等の規制等に関する法律」成立	
2001年 (平成13年)		・「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律」(DV防止法)成立	・「佐賀県男女共同参画基本計画」策定 ・「佐賀県男女共同参画推進条例」施行
2004年 (平成16年)			・「佐賀県DV総合対策センター」を県立女性センター内に設置
2005年 (平成17年)		・「男女共同参画基本計画(第2次)」閣議決定	・「佐賀県男女共同参画推進連携会議」創設
2006年 (平成18年)	・第1回東アジア男女共同参画担当大臣会合の開催 (東京)	・「男女雇用機会均等法」改正 (間接差別の禁止)	・「佐賀県DV被害者支援基本計画」策定 ・「佐賀県男女共同参画基本計画」改定
2009年 (平成21年)			・「佐賀県DV被害者支援基本計画」改定
2010年 (平成22年)		・「男女共同参画基本計画(第3次)」閣議決定	
2011年 (平成23年)			・「佐賀県男女共同参画基本計画」(2011-2015)策定

西暦(和暦)	世界(国連)の動き	国の動き	佐賀県の動き
2013年 (平成25年)		「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律」(DV防止法)閣議決定	
2014年 (平成26年)			・「佐賀県DV被害者支援基本計画」(第3次)改定
2015年 (平成27年)	仙台で「国連災害世界大会」開催	・「男女共同参画基本計画(第4次)」閣議決定 ・「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律」(女性活躍推進法)(閣議決定)	
2016年 (平成28年)			・「佐賀県男女共同参画基本計画」(第4次・2016-2020)策定



### 3. 有田町男女共同参画計画策定関係者名簿

#### 有田町男女共同参画基本計画策定委員

平成 28 年 6 月 21 日～平成 29 年 3 月 31 日

氏 名	団 体 名 ・ 役 職 等	備 考
岩永 喜代次	総区長会会长	
中島 保子	老人クラブ連合会副会長	
樋渡 豊彦	有田町立学校校長会（有田小学校校長）	
松尾 佳昭	西松浦郡 P T A 理事	
岩永 明子	社会福祉法人淨元福祉会 平安こども園 主任	
岩永 節美	有田町女性ネットワーク会長	H28.9 から
福島 スミ子	有田町地域婦人会会长	
梅崎 文夫	有田町公民館長	
今村 安伊子	佐賀県翼の会伊万里・有田支部代表	副委員長
本山 陶美	有田町消費者グループ会長	
山口 久美子	有田商工会議所女性会	H28.9 から
福田 良子	伊万里市農協女性部西有田支部	
岩崎 数馬	有田町男女共同参画社会推進協議会	
廣尾 千恵子	有田町男女共同参画社会推進協議会	委員長

（敬称略、順不同）

## 4. 町民アンケート結果

### ①. アンケート調査の概要

#### ・ 調査の目的

この調査は、有田町における男女共同参画およびDVに関する意識と実態を把握し、今後の男女共同参画およびDV被害者支援の実現に向けた施策に役立てるための基礎資料とするものです。

#### ・ 調査の実施方法

区分	中 学 生	一般町民
調査対象者	町内中学校の2年生 190人	町内に居住する満20歳以上 80歳未満の男女800人
抽出方法	中学2年生全員	無作為抽出
調査方法	調査票を中学校に配布・回収	調査票を個別に配布・郵便回収
調査時期	平成28年7月	平成28年7月
回収総数	178人 (女:88人、男:90人)	283人 (女:159人、男:124人、不明:0人)
回答率	93.7%	35.4%

### ②. 中学生アンケート集計結果

問1 あなたの性別を選んでください。

	第1次(H23)	第2次(H28)
1 女子	88名	88名
2 男子	99名	90名

[家庭において]

問2 あなたは、家庭でどのような手伝いをしていますか。(複数回答)

	第1次		第2次	
	女子	男子	女子	男子
1 食事の支度	55.7%	32.3%	43.2%	33.3%
2 食事の後片付け	60.2%	48.5%	63.6%	37.8%
3 ゴミ出し	11.4%	18.2%	18.2%	24.4%
4 部屋の掃除	52.3%	44.4%	46.6%	47.8%
5 洗濯	43.2%	17.2%	34.1%	21.1%
6 日常の買い物	14.8%	12.1%	17.0%	10.0%
7 植物・ペットの世話	29.5%	18.2%	26.1%	21.1%
8 家業の手伝い	30.7%	20.2%	28.4%	23.3%
9 その他	18.2%	26.3%	26.1%	26.7%
10 全くやらない	6.8%	6.1%	1.1%	7.8%

[学校において]

問3 あなたは、学校生活の中で男女差別を感じることがありますか。

	第1次		第2次	
	女子	男子	女子	男子
1 感じることがある	2.3%	10.1%	6.8%	15.6%
2 ときどき感じる	21.6%	16.2%	25.0%	21.1%
3 あまり感じない	51.1%	30.3%	48.9%	36.7%
4 感じない	23.9%	42.4%	19.3%	26.7%

問3-付問 問3で、「1 感じことがある」、または「2 ときどき感じる」と答えた人は、どんなとき、どんなことで感じましたか。(複数回答)

	第1次		第2次	
	女子	男子	女子	男子
1 授業	19.0%	34.6%	13.3%	21.4%
2 生徒会	4.8%	3.8%	0.0%	3.6%
3 教師の対応	38.1%	50.0%	46.7%	33.9%
4 友人関係	19.0%	34.6%	17.8%	19.6%
5 部活動	23.8%	23.1%	8.9%	10.7%
6 制服	33.3%	23.1%	13.3%	8.9%
7 その他	0.0%	7.7%	0.0%	1.8%

問4 あなたは、学校内で男子と女子でどちらの意見が通ることが多いと思いま  
すか。

	第1次		第2次	
	女子	男子	女子	男子
1 絶対男子	2.3%	1.0%	4.5%	3.3%
2 やや男子	22.7%	25.3%	20.5%	16.7%
3 どちらともいえない	56.8%	65.7%	53.4%	54.4%
4 やや女子	15.9%	6.1%	17.0%	18.9%
5 絶対女子	2.3%	2.0%	1.1%	2.2%

[社会において]

問5 一般的に「男は男らしく、女は女らしく」という考え方がありますが、こ  
れについてあなたはどう思いますか。

	第1次		第2次	
	女子	男子	女子	男子
1 同感する	11.4%	21.2%	6.8%	24.4%
2 少し同感する	36.4%	18.2%	20.5%	14.4%
3 あまり同感しない	29.5%	27.3%	44.3%	28.9%
4 同感しない	8.0%	9.1%	13.6%	6.7%
5 わからない	14.8%	24.2%	14.8%	25.6%

問6 「男は仕事、女は家庭」という考え方がありますが、この考え方について  
あなたはどう思いますか。

	第1次		第2次	
	女子	男子	女子	男子
1 同感する	10.2%	10.1%	6.8%	4.4%
2 同感しない	37.5%	37.4%	56.8%	44.4%
3 どちらともいえない	42.0%	37.4%	21.6%	27.8%
4 わからない	10.2%	15.2%	14.8%	23.3%

問7 あなたは、次のことについてどう思いますか。

問7の表記について

- ・「賛成」 + 「どちらかといえば賛成」 = 「賛成意見」と表記。
- ・「反対」 + 「どちらかといえば反対」 = 「反対意見」と表記。

(1) 結婚は個人の自由であるから、結婚してもしなくともどちらでもよい

	第1次		第2次	
	女子	男子	女子	男子
賛成意見	87.5%	72.7%	84.1%	74.4%
反対意見	2.2%	14.2%	5.7%	7.8%
わからない	10.2%	13.1%	10.2%	17.8%

(2) 夫は外で働き、妻は家庭を守るべきである

	第1次		第2次	
	女子	男子	女子	男子
賛成意見	30.6%	36.4%	14.8%	15.6%
反対意見	39.8%	29.3%	58.0%	43.3%
わからない	29.5%	34.3%	26.1%	41.1%

(3) 結婚しても必ずしも子どもをもつ必要はない

	第1次		第2次	
	女子	男子	女子	男子
賛成意見	50.0%	45.5%	61.4%	42.2%
反対意見	18.1%	18.2%	11.4%	18.9%
わからない	31.8%	35.4%	26.1%	38.9%

(4) 結婚しても相手に満足できないときは離婚すればよい

	第1次		第2次	
	女子	男子	女子	男子
賛成意見	22.7%	21.2%	15.9%	14.4%
反対意見	36.4%	43.4%	51.1%	44.4%
わからない	40.9%	35.4%	33.0%	40.0%

問8 あなたが将来、家庭をもった場合、次のどれを受け持とうと思いますか。  
(複数回答)

		第1次		第2次	
		女子	男子	女子	男子
1 生活するためのお金を稼ぐ		64.8%	97.0%	69.3%	95.6%
2 掃除		89.8%	33.3%	83.0%	46.7%
3 洗濯・洗濯物を干す		83.0%	17.2%	84.1%	30.0%
4 食事のしたく		88.6%	22.2%	87.5%	24.4%
5 食事の後片づけ・食器洗い		79.5%	34.3%	80.7%	45.6%
6 家計の管理・やりくり		55.7%	14.1%	67.0%	18.9%
7 日常の買い物		81.8%	19.2%	88.6%	31.1%
8 子どもの世話		87.5%	60.6%	88.6%	65.6%
9 親や祖父母の世話		44.3%	27.3%	44.3%	30.0%
10 どれも受け持ちたくない		0.0%	1.0%	1.1%	1.1%

問9 一般的に女性が職業をもつことについて、あなたの考えは次のうちどれですか。

	第1次		第2次	
	女子	男子	女子	男子
1 職業をもたない方がよい	6.8%	23.2%	4.5%	18.9%
2 職業をもつ方がよい	93.2%	76.8%	95.5%	78.9%

問9-付問 上記の質問で「2 職業をもつ方がよい」とお答えの方に伺います。どのように職業をもつほうがよいですか。

	第1次		第2次	
	女子	男子	女子	男子
1 結婚に関係なく職業をもつ方がよい	26.8%	35.5%	34.5%	36.6%
2 結婚するまでは職業を持つが、結婚後は持たないほうがよい	4.9%	2.6%	2.4%	7.0%
3 結婚して子どもができるまでは職業を持ち、そのあとは持たないほうがよい	8.5%	5.3%	4.8%	8.5%
4 子どもができても、ずっと職業を続ける方がよい	18.3%	17.1%	15.5%	7.0%
5 子どもができたら職業をやめ、大きくなったら再び職業をもつ方がよい	32.9%	23.7%	31.0%	33.8%
6 その他	0.0%	5.3%	1.2%	1.4%
7 わからない	8.5%	9.2%	7.1%	5.6%

#### [男女平等について]

問10 あなたは、今の社会で男女は平等になっていると思いますか。

問10の表記について

- ・「男性の方が非常に優遇されている」 +  
「どちらかといえば男性の方が優遇されている」 = 「男性優遇」と表記。
- ・「女性の方が非常に優遇されている」 +  
「どちらかといえば女性の方が優遇されている」 = 「女性優遇」と表記。

(1)家庭生活の中で

	第1次		第2次	
	女子	男子	女子	男子
男性優遇	28.4%	27.1%	14.8%	8.9%
女性優遇	6.8%	11.1%	13.6%	14.4%
平 等	50.0%	46.5%	37.5%	35.6%
わからぬ	14.8%	22.2%	33.0%	37.8%

(2) 学校生活の中で

	第1次		第2次	
	女子	男子	女子	男子
男性優遇	12.5%	8.1%	14.8%	3.3%
女性優遇	5.7%	16.1%	8.0%	24.4%
平等	60.2%	57.6%	42.0%	40.0%
わからない	21.6%	18.2%	33.0%	27.8%

(3) 社会全体で

	第1次		第2次	
	女子	男子	女子	男子
男性優遇	39.8%	30.3%	25.0%	18.9%
女性優遇	3.4%	6.0%	10.2%	16.7%
平等	23.9%	33.3%	19.3%	23.3%
わからない	33.0%	30.3%	43.2%	36.7%

問11 次に挙げる(1)～(3)の項目について、あなたはどう考えますか。

(1) 男性は女性よりたくましくなければならない

	第1次		第2次	
	女子	男子	女子	男子
1 そう思う	34.1%	27.3%	20.5%	34.4%
2 どちらかと言えばそう思う	46.6%	36.4%	52.3%	27.8%
3 どちらかと言えばそうは思わない	5.7%	8.1%	6.8%	14.4%
4 そうは思わない	13.6%	28.3%	19.3%	20.0%

(2) 女性は男性より控えめなほうがよい

	第1次		第2次	
	女子	男子	女子	男子
1 そう思う	3.4%	8.1%	4.5%	4.4%
2 どちらかと言えばそう思う	36.4%	28.3%	23.9%	25.6%
3 どちらかと言えばそうは思わない	21.6%	24.2%	30.7%	26.7%
4 そうは思わない	38.6%	39.4%	39.8%	38.9%

(3) 男性と女性の間に能力の差はない

	第1次		第2次	
	女子	男子	女子	男子
1 そう思う	34.1%	28.3%	28.4%	27.8%
2 どちらかと言えばそう思う	30.7%	29.3%	29.5%	23.3%
3 どちらかと言えばそうは思わない	18.2%	20.2%	19.3%	22.2%
4 そうは思わない	17.0%	22.2%	21.6%	22.2%

問1 2 あなたは、現在、自分が男性または女性に生まれたことをどう思いますか。

	第1次		第2次	
	女子	男子	女子	男子
1 よかった	40.9%	56.6%	38.6%	68.9%
2 まあよかった	45.5%	24.2%	30.7%	13.3%
3 嫌だった	3.4%	1.0%	10.2%	0.0%
4 わからない	9.1%	17.2%	18.2%	14.4%

問1 3 これらの言葉のうち、あなたが見たり聞いたりしたことがあるものすべてに○をつけてください。(複数回答)

	第1次		第2次	
	女子	男子	女子	男子
1 男女共同参画社会	11.4%	24.2%	22.7%	16.7%
2 女子差別撤廃条約	13.6%	6.1%	15.9%	13.3%
3 ポジティブ・アクション (積極的改善措置)	17.0%	18.2%	12.5%	16.7%
4 ジェンダー (社会的性別)	6.8%	15.2%	3.4%	1.1%
5 男女雇用機会均等法	4.5%	7.1%	11.4%	5.6%
6 仕事と生活の調和 (ワーク・ライフ・バランス)	17.0%	12.1%	10.2%	10.0%
7 DV (夫、妻、同棲相手からの暴力)	67.0%	59.6%	67.0%	53.3%
8 デートDV (付き合っている恋人間の暴力)	38.6%	35.4%	15.9%	13.3%



### ③一般住民アンケート集計結果

問1 男女の地位は平等になっていると思いますか。

問1の表記について

- ・「男性の方が非常に優遇されている」+  
「どちらかといえば男性の方が優遇されている」=「男性優遇」と表記。
- ・「女性の方が非常に優遇されている」+  
「どちらかといえば女性の方が優遇されている」=「女性優遇」と表記。

#### (1) 家庭生活

	第1次		第2次	
	女性	男性	女性	男性
男性優遇	56.3%	44.0%	55.7%	38.7%
女性優遇	7.3%	8.7%	3.2%	4.0%
平 等	26.2%	38.7%	32.9%	49.2%

#### (2) 職場

	第1次		第2次	
	女性	男性	女性	男性
男性優遇	55.8%	50.7%	58.5%	41.1%
女性優遇	3.8%	10.0%	6.9%	7.3%
平 等	24.9%	26.0%	25.8%	38.7%

#### (3) 学校教育の場

	第1次		第2次	
	女性	男性	女性	男性
男性優遇	16.3%	9.4%	11.9%	13.7%
女性優遇	3.0%	3.3%	0.0%	3.2%
平 等	50.2%	58.7%	61.0%	62.9%

#### (4) 政治の場

	第1次		第2次	
	女性	男性	女性	男性
男性優遇	67.9%	53.3%	77.4%	69.9%
女性優遇	0.4%	3.4%	0.0%	0.8%
平 等	12.0%	22.7%	13.2%	23.6%

(5) 法律や制度の上

	第1次		第2次	
	女性	男性	女性	男性
男性優遇	42.0%	22.6%	47.8%	33.9%
女性優遇	5.1%	14.0%	5.7%	8.1%
平 等	25.3%	46.7%	25.8%	49.2%

(6) 社会通念・慣習・しきたりなど

	第1次		第2次	
	女性	男性	女性	男性
男性優遇	70.8%	70.7%	76.1%	67.7%
女性優遇	1.3%	4.0%	1.3%	4.0%
平 等	11.2%	16.0%	11.9%	20.2%

(7) 自治会やNPOなどの地域活動の場

	第1次		第2次	
	女性	男性	女性	男性
男性優遇	41.7%	32.7%	41.8%	32.3%
女性優遇	1.7%	4.0%	0.0%	4.0%
平 等	31.3%	46.7%	34.8%	42.7%

(8) 社会全体でみた場合

	第1次		第2次	
	女性	男性	女性	男性
男性優遇	67.0%	56.7%	78.0%	60.5%
女性優遇	3.9%	10.0%	1.9%	5.6%
平 等	17.2%	24.7%	13.8%	27.4%

問2 今後、あなたが、男女が社会のあらゆる分野でもっと平等になるために最も重要なことは何でしょうか。

	第1次		第2次	
	女性	男性	女性	男性
1 法律や制度の上での見直しを行い、性差別につながるもの改めること	6.4%	11.3%	6.9%	12.9%
2 女性を取り巻く様々な偏見、固定的な社会通念、慣習・しきたり改めること	21.5%	25.3%	30.2%	36.3%
3 女性自身が経済力をつけたり、知識・技術を習得するなど、積極的に力の向上を図ること	13.7%	17.3%	19.5%	16.9%
4 女性の就業、社会参加を支援する施設やサービスの充実を図ること	28.8%	14.7%	18.9%	10.5%
5 政府や企業などの重要な役職に一定の割合で女性を登用する制度採用・充実すること	12.0%	9.3%	10.1%	8.9%
6 その他	2.6%	8.7%	1.9%	3.2%
7 わからない	12.9%	10.0%	5.0%	7.3%

問3 あなたが、次にあげるような職業や役職において今後女性がもっと増える方がよいと思うのはどれですか。 (複数回答)

	第1次		第2次	
	女性	男性	女性	男性
1 都道府県知事、市町村長	33.0%	35.3%	48.4%	37.9%
2 国会議員、都道府県議会議員、市町村議会議員	41.2%	52.7%	51.6%	50.0%
3 国家公務員・地方公務員の管理職	25.8%	28.0%	29.6%	30.6%
4 裁判官、検察官、弁護士	26.2%	22.0%	28.9%	24.2%
5 大学教授	11.2%	16.7%	15.1%	9.7%
6 国連などの国際機関の管理職	17.2%	12.7%	22.0%	15.3%
7 企業の管理職	30.0%	30.7%	37.1%	35.5%
8 起業家・経営者	27.9%	25.3%	29.6%	29.8%
9 労働組合の幹部	12.9%	13.3%	13.2%	14.5%
10 農協の役員	11.2%	10.7%	10.1%	12.9%
11 新聞・放送の記者	12.9%	13.3%	12.6%	11.3%
12 自治会長、町内会長等	13.3%	34.7%	18.9%	40.3%
13 特にない	15.9%	14.7%	8.8%	12.1%
14 その他	1.7%	3.3%	1.9%	4.0%
15 わからない	9.9%	5.3%	6.9%	5.6%

問4 一般的に女性が職業をもつことについて、あなたはどうお考えですか。

	第1次		第2次	
	女性	男性	女性	男性
1 職業をもたない方がよい	2.1%	8.7%	1.3%	4.0%
2 職業をもつ方がよい	97.0%	87.3%	96.2%	91.1%

問4-付問 上記の質問で「2 職業をもつ方がよい」とお答えの方に伺います。  
どのように職業をもつ方がよいですか。

	第1次		第2次	
	女性	男性	女性	男性
1 結婚や子どもに関係なく職業をもつ方がよい	42.0%	42.7%	47.1%	50.4%
2 結婚するまでは職業をもつが、結婚後はもたない方がよい	0.9%	1.5%	0.7%	1.8%
3 子どもができるまでは職業をもち、その後はもたない方がよい	2.2%	1.5%	2.0%	1.8%
4 子どもができても、ずっと職業を続ける方がよい	17.7%	22.1%	19.6%	16.8%
5 子どもができたら職業をやめ、大きくなったら再び職業をもつ方がよい	31.0%	27.5%	21.6%	26.5%
6 その他	3.5%	3.8%	5.2%	4.4%
7 わからない	2.2%	0.8%	2.6%	2.7%

問5 今の社会全体からみて、女性が長く働き続けることを困難にしたり、障害になると考えられるものはどんなんことですか。(複数回答)

	第1次		第2次	
	女性	男性	女性	男性
1 出産、育児	77.7%	73.3%	81.1%	81.5%
2 家族等の介護	54.9%	38.7%	57.9%	37.9%
3 子どもの教育	23.6%	21.3%	22.0%	25.0%
4 家事	33.9%	25.3%	31.4%	34.7%
5 夫、妻の転勤	18.0%	12.0%	24.5%	12.1%
6 家族の無理解や反対	28.3%	20.7%	24.5%	17.7%
7 自分の健康	24.0%	10.7%	25.2%	12.1%
8 職場での結婚退職、出産退職の慣行や雰囲気	35.6%	34.0%	37.7%	44.4%
9 保育所の保育時間と就労時間が合わない	37.8%	32.0%	39.0%	27.4%
10 昇進、教育訓練等の男女の差	13.7%	12.0%	13.2%	10.5%
11 女性はすぐやめる、労働能力が劣るという考え方	30.5%	29.3%	27.7%	17.7%
12 その他	3.0%	2.7%	1.9%	2.4%
13 わからない	2.1%	2.7%	1.9%	2.4%

問6 今後、男性が女性とともに家事、子育て、介護、地域活動に積極的に参加していくためには、どのようなことが必要だと思いますか。（複数回答）

	第1次		第2次	
	女性	男性	女性	男性
1 男性が家事などに参加することに対する男性自身の抵抗感をなくすこと	59.7%	52.0%	65.4%	51.6%
2 男性が家事などに参加することに対する女性の抵抗感をなくすこと	19.3%	17.3%	18.9%	16.1%
3 夫婦や家族間でのコミュニケーションをよくはかること	55.8%	59.3%	56.6%	52.4%
4 年配者やまわりの人が、夫婦の役割分担等についての当事者の考え方を尊重すること	41.6%	26.0%	50.9%	27.4%
5 社会の中で、男性による家事、子育て、介護、地域活動についても、その評価を高めること	48.9%	39.3%	45.9%	35.5%
6 労働時間短縮や休暇制度を普及することで、仕事以外の時間をより多く持てるようにすること	33.9%	38.0%	45.9%	39.5%
7 男性が家事、子育て、介護、地域活動に関心を高めるよう啓発や情報提供を行うこと	32.2%	30.7%	28.3%	21.8%
8 国や地方自治体などの研修等により、男性の家事や子育て、介護等の技能を高めること	15.0%	14.0%	12.6%	14.5%
9 男性が子育てや介護、地域活動を行うための、仲間（ネットワーク）作りをすすめること	14.2%	16.0%	17.0%	16.1%
10 家庭や地域活動と仕事の両立などの問題について、男性が相談しやすい窓口を設けること	24.0%	16.0%	25.2%	19.4%
11 その他	2.1%	2.7%	4.4%	3.2%
12 特に必要なことはない	0.9%	2.0%	1.9%	4.0%

問7 育児や家族の介護を行うために、育児休業や介護休業を取得できる制度があります。この制度を活用して、男性が育児休業や介護休業を取ることについて、あなたはどう思いますか。

	第1次		第2次	
	女性	男性	女性	男性
1 積極的に取った方がよい	42.9%	41.3%	45.3%	39.5%
2 どちらかというと取った方がよい	32.2%	32.7%	35.8%	38.7%
3 どちらかというと取らない方がよい	6.4%	8.7%	6.3%	7.3%
4 取らない方がよい	2.6%	2.0%	1.9%	2.4%
5 わからない	10.7%	8.7%	10.1%	8.9%

問8 これらの言葉のうち、あなたが見たり聞いたりしたことがあるものは？

(1) 男女共同参画社会

	第1次		第2次	
	女性	男性	女性	男性
1 よく知っている	8.2%	8.7%	10.7%	11.3%
2 少しは中身を知っている	18.9%	29.3%	27.7%	34.7%
3 言葉だけ聞いたことがある	38.2%	40.0%	42.8%	38.7%
1 + 2 + 3	65.3%	78.0%	81.1%	84.7%
4 まったく知らない	15.0%	10.7%	8.2%	11.3%
5 わからない	15.0%	5.3%	8.8%	2.4%

(2) 女子差別撤廃条約

	第1次		第2次	
	女性	男性	女性	男性
1 よく知っている	4.7%	6.0%	0.6%	7.3%
2 少しは中身を知っている	8.6%	14.7%	12.6%	8.1%
3 言葉だけ聞いたことがある	34.8%	29.3%	40.3%	33.1%
1 + 2 + 3	48.1%	50.0%	53.5%	48.4%
4 まったく知らない	26.2%	30.0%	31.4%	40.3%
5 わからない	19.3%	12.7%	13.8%	13.8%

(3) ポジティブ・アクション（積極的改善措置）

	第1次		第2次	
	女性	男性	女性	男性
1 よく知っている	0.9%	2.7%	0.6%	3.2%
2 少しは中身を知っている	5.2%	3.3%	3.1%	7.3%
3 言葉だけ聞いたことがある	30.5%	26.7%	33.3%	21.8%
1 + 2 + 3	36.6%	32.7%	37.1%	32.3%
4 まったく知らない	34.3%	40.0%	40.9%	57.3%
5 わからない	22.7%	19.3%	20.8%	7.3%

(4) ジェンダー（社会的性別）

	第1次		第2次	
	女性	男性	女性	男性
1 よく知っている	2.6%	4.7%	7.5%	4.8%
2 少しは中身を知っている	14.2%	11.3%	23.3%	16.1%
3 言葉だけ聞いたことがある	25.3%	32.7%	27.7%	37.9%
1 + 2 + 3	42.1%	48.7%	58.5%	58.9%
4 まったく知らない	27.9%	30.0%	25.8%	29.8%
5 わからない	22.7%	14.0%	15.1%	8.1%

(5) 女性活躍推進法（第2次）〔男女雇用機会均等法（第1次）〕

	第1次		第2次	
	女性	男性	女性	男性
1 よく知っている	18.9%	22.7%	3.8%	0.8%
2 少しは中身を知っている	36.9%	38.7%	10.7%	12.9%
3 言葉だけ聞いたことがある	29.2%	26.0%	35.2%	30.6%
1 + 2 + 3	85.0%	87.4%	49.7%	44.4%
4 まったく知らない	3.4%	2.7%	37.7%	41.1%
5 わからない	6.0%	4.0%	11.3%	11.3%

(6) 仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）

	第1次		第2次	
	女性	男性	女性	男性
1 よく知っている	3.9%	5.3%	9.4%	5.6%
2 少しは中身を知っている	15.9%	22.0%	18.9%	18.5%
3 言葉だけ聞いたことがある	35.6%	35.3%	35.2%	37.1%
1 + 2 + 3	55.4%	62.6%	63.5%	61.3%
4 まったく知らない	21.5%	16.7%	24.5%	29.0%
5 わからない	16.7%	13.3%	11.3%	7.3%

問9 女性の方に伺います。(新設問)

今年の4月1日「女性活躍推進法」が施行され、なお一層の女性のいろんな分野での社会進出が期待されますが、貴女が役職採用や社会進出（たとえば職場のリーダーや組織のリーダー）に期待された場合、あなたならどのようにお考えですか。（部長、課長、会長、委員長、管理職、老人会長、区長、PTA会長、役員など）

	第2次 女性
1 積極的にやってみたい	7.5%
2 身近な人に相談し賛同を得られればやってみたい	22.0%
3 女性が社会進出し活躍することは賛同するが、私は断る	56.6%
4 男性に任せるべきで反対	1.9%
5 わからない	10.1%

2. 家庭生活等に関する意識について

問10 結婚、家庭等について、あなたの御意見をお伺いします。

問9の表記について

- ・「1 賛成」 + 「2 どちらかといえば賛成」 = 「賛成」と表記。
- ・「3 どちらかといえば反対」 + 「4 反対」 = 「反対」と表記。

(1) 結婚は個人の自由であるから、結婚してもしなくともどちらでもよい

	第1次		第2次	
	女性	男性	女性	男性
賛成	68.2%	60.0%	73.0%	53.2%
反対	20.2%	31.4%	18.2%	32.3%
わからない	7.3%	2.7%	6.9%	10.5%

(2) 夫は外で働き、妻は家庭を守るべきである

	第1次		第2次	
	女性	男性	女性	男性
賛成	21.9%	34.7%	15.7%	25.8%
反対	58.4%	48.7%	67.3%	58.1%
わからない	14.2%	10.7%	15.7%	11.3%

(3) 結婚しても必ずしも子どもをもつ必要はない

	第1次		第2次	
	女性	男性	女性	男性
賛成	33.9%	32.0%	50.3%	29.8%
反対	43.3%	56.0%	34.0%	50.0%
わからない	16.7%	6.0%	13.8%	16.1%

(4) 結婚しても相手に満足できないときは離婚すればよい

	第1次		第2次	
	女性	男性	女性	男性
賛成	36.0%	27.3%	45.3%	35.5%
反対	39.5%	53.3%	35.8%	41.1%
わからない	18.9%	13.3%	17.6%	19.4%

### 3. 男女共同参画社会に関する行政への要望について

問11 「男女共同参画社会」を実現するために、今後、行政はどのようなことに力を入れていくべきだと思いますか。（複数回答）

	第1次		第2次	
	女性	男性	女性	男性
1 法律や制度の面で見直しを行う	27.5%	29.3%	27.7%	33.9%
2 国・地方公共団体の審議会委員や管理職など、政策決定の場に女性を積極的に登用する	29.6%	28.7%	30.8%	27.4%
3 民間企業・団体等の管理職に女性の登用が進むよう支援する	29.2%	22.0%	30.2%	28.2%
4 女性や男性の生き方や悩みに関する相談の場を提供する	21.9%	20.0%	27.7%	20.2%
5 従来、女性が少なかった分野（研究者等）への女性の進出を支援する	24.9%	17.3%	27.0%	16.1%
6 保育の施設・サービスや、高齢者や病人の施設や介護サービスを充実する	63.5%	48.7%	56.0%	56.5%
7 男女の平等と相互の理解や協力について学習機会を充実する	17.6%	20.0%	14.5%	22.6%
8 労働時間の短縮や在宅勤務の普及など男女共に働き方の見直しを進める	42.1%	36.0%	42.1%	38.7%
9 子育てや介護中であっても仕事が続けられるよう支援する	66.1%	54.0%	69.2%	58.9%
10 子育てや介護等でいったん仕事を辞めた人の再就職を支援する	68.2%	52.0%	68.6%	63.7%
11 男女の平等と相互の理解や協力について広報・PRする	21.5%	18.7%	68.6%	63.7%
12 その他	3.0%	3.3%	0.6%	1.6%
13 特にない	1.7%	6.0%	1.9%	0.8%
14 わからない	3.9%	3.3%	3.1%	2.4%

#### 4. 地域活動について

問12 あなたは、日頃、地域でどのような活動をしていますか。（複数回答）

	第1次		第2次	
	女性	男性	女性	男性
1 スポーツ活動	15.5%	29.3%	13.2%	24.2%
2 学習・趣味・親睦などのサークル活動	17.2%	10.0%	15.1%	15.3%
3 ボランティア活動	9.4%	17.3%	11.3%	14.5%
4 P T A・子ども会等の活動	16.7%	11.3%	11.3%	6.5%
5 老人クラブ活動	6.9%	11.3%	3.8%	7.3%
6 婦人会・母親クラブ等の活動	12.4%	0.0%	11.9%	0.0%
7 自治会活動	7.3%	20.7%	5.0%	22.6%
8 消費者運動	2.1%	0.0%	0.0%	0.0%
9 環境美化活動	9.0%	15.3%	4.4%	12.1%
10 その他	0.9%	4.0%	1.9%	0.8%
11 していない ⇒ (問12-付問へ)	42.5%	32.7%	54.7%	33.9%

問12-付問 問12で「11 していない」とお答えの方に伺います。活動をしていないのはなぜですか。（複数回答）

問12で「11 していない」と回答した人は、129名。（女性87名、男性42名）

	第1次		第2次	
	女性	男性	女性	男性
1 家事・育児・子どもの教育が忙しくて余裕がない	19人 19.2%	3人 6.1%	20人 23.0%	1人 2.4%
2 仕事が忙しくて余裕がない	39人 39.4%	15人 30.6%	38人 43.7%	15人 35.7%
3 子どもを預けるところがない	4人 4.0%	1人 2.0%	3人 3.4%	1人 2.4%
4 家族等の介護がある	6人 6.1%	2人 4.1%	4人 4.6%	1人 2.4%
5 家族の理解・協力がない（少ない）	5人 5.1%	0人 0.0%	2人 2.3%	1人 2.4%
6 健康に自身がない（病気がち、高齢など）	15人 15.2%	8人 16.3%	10人 11.5%	7人 16.7%
7 活動に経費がかかる	8人 8.1%	4人 8.2%	5人 5.7%	3人 7.1%
8 活動内容やメンバーの問題	4人 4.0%	1人 2.0%	2人 2.3%	3人 7.1%
9 活動時間（時間帯）の問題	14人 14.1%	6人 12.2%	11人 12.6%	4人 9.5%
10 活動場所の問題	2人 2.0%	1人 2.0%	1人 1.1%	1人 2.4%
11 きっかけがない	33人 33.3%	17人 34.7%	33人 37.9%	14人 33.3%
12 適した活動がみつからないから	14人 14.1%	8人 16.3%	13人 14.9%	5人 11.9%
13 関心がないから	13人 3.1%	16人 32.7%	16人 18.4%	9人 21.4%
14 自分には向かないと思うから	11人 11.1%	9人 18.4%	12人 13.8%	8人 19.0%
15 その他	11人 11.1%	4人 8.2%	6人 6.9%	5人 11.9%

## 5. ドメスティック・バイオレンスについて

問13 あなたは、ドメスティック・バイオレンスについて知っていますか。

	第1次		第2次	
	女性	男性	女性	男性
1 言葉も内容も知っている	87.1%	88.7%	93.1%	87.1%
2 言葉は知っているが、内容は知らない	6.9%	4.7%	4.4%	8.9%
3 言葉も内容も知らない	3.9%	4.0%	1.9%	4.0%

問14 子どものいる家庭においておこるDVは、児童虐待だということを知っていますか？

	第1次		第2次	
	女性	男性	女性	男性
1 知っている	79.0%	82.0%	87.4%	80.6%
2 知らない	17.6%	14.7%	12.6%	18.5%

問15 あなたは自分の子供に虐待したことがありますか？

	第1次		第2次	
	女性	男性	女性	男性
1 虐待をしたことがある	0.9%	0.0%	1.3%	2.4%
2 虐待まではいかないが、それに似た行為をしたことがある	13.3%	13.3%	12.6%	16.9%
3 ない	59.2%	50.0%	56.0%	51.6%
4 子どもはいない	24.9%	33.3%	29.6%	28.2%

問16 あなたは、ドメスティック・バイオレンスを経験したり、身近で見聞きしたことがありますか。（複数回答）

	第1次		第2次	
	女性計	男性計	女性計	男性計
1 暴力を受けたことがある	15.9%	2.7%	10.7%	1.6%
2 暴力をふるったことがある	1.7%	6.0%	1.3%	6.5%
3 身近に暴力を受けた人がいる	12.0%	6.7%	10.7%	5.6%
4 身近な人から相談を受けたことがある	7.3%	6.7%	6.9%	3.2%
5 暝力がテレビや新聞などで問題になっていることは知っている	60.5%	68.7%	60.4%	58.9%
6 暴力について見聞きしたことがある	—	—	11.3%	14.5%
7 暴力について見聞きしたことはない	20.2%	21.3%	23.9%	25.8%
8 その他	2.1%	0.0%	1.3%	0.8%

「1 暴力を受けたことがある」と女性で17名、男性で2名が回答。

問17 問16で「1 暴力を受けたことがある」と回答した方におたずねします。あなたは、そのことを誰かに打ち明けたり、相談したりしましたか。(複数回答)

	第1次		第2次	
	女性	男性	女性	男性
1 どこ(誰)にも相談しなかった	16人 43.2%	3人 75.0%	4人 23.5%	1人 50.0%
2 友人・知人・職場の同僚に相談した	9人 24.3%	1人 25.0%	5人 29.4%	0人 0.0%
3 家族や親戚に相談した	13人 35.1%	0人 0.0%	6人 35.3%	0人 0.0%
4 警察に連絡・相談した	3人 8.1%	0人 0.0%	3人 17.6%	0人 0.0%
5 医師に相談した	4人 10.8%	1人 25.0%	3人 17.6%	0人 0.0%
6 人権擁護委員または人権相談窓口に相談した	0人 0.0%	0人 0.0%	4人 23.5%	1人 50.0%
7 民生委員・児童委員に相談した	1人 2.7%	0人 0.0%	5人 29.4%	0人 0.0%
8 県・市町の機関や相談員に相談した	1人 2.7%	0人 0.0%	6人 35.3%	0人 0.0%
9 民間の機関(弁護士会など)に相談した	3人 8.1%	0人 0.0%	3人 17.6%	0人 0.0%
10 その他	1人 2.7%	0人 0.0%	3人 17.6%	0人 0.0%

問18 問17で「1 どこ（誰）にも相談しなかった」と回答した方におたずねします。相談しなかったのはなぜですか。（複数回答）

問17で「1 どこ（誰）にも相談しなかった」と回答した人は、19名。

(女性16名、男性3名)

	第1次		第2次	
	女性	男性	女性	男性
1 自分さえ我慢すれば、何とかこのままやつていけると思ったから	4人 25.0%	— —	3人 75.0%	— —
2 相談しても無駄だと思ったから	6人 37.5%	— —	2人 50.0%	1人 100%
3 自分にも悪いところがあると思ったから	9人 56.3%	— —	4人 100%	1人 100%
4 相談するほどのことではないと思ったから	3人 18.8%	3人 100%	1人 25.0%	— —
5 他人を巻き込みたくないから	3人 18.8%	— —	1人 25.0%	— —
6 人恥ずかしくて誰にも言えなかったから	3人 18.8%	— —	0人 0.0%	— —
7 世間体が悪いから	3人 18.8%	— —	1人 25.0%	— —
8 そのことについて思い出したくなかったから	3人 18.8%	— —	1人 25.0%	— —
9 相談したことがわかると、仕返しを受けたり、もっとひどい暴力を受けたりすると思ったから	3人 8.1%	— —	2人 50.0%	— —
10 どこ（誰）に相談してよいのかわからなかったから	2人 12.5%	— —	0人 0.0%	— —
11 相談すると、担当者の言動で自分が不快な思いをすると思ったから	0人 0.0%	— —	0人 0.0%	— —
12 他人に知られると今まで通りの付き合いができなくなると思ったから	3人 18.8%	— —	1人 25.0%	— —
13 その他	2人 12.5%	— —	0人 0.0%	— —

問19 DVを防止するためにはどのようなことが必要だと思いますか?  
(複数回答)

	第1次		第2次	
	女性	男性	女性	男性
1 家庭で保護者が子どもに対し、暴力を防止するための教育を行う	43.3%	31.3%	41.5%	39.5%
2 学校で児童・生徒に対し、暴力を防止するための教育を行う	39.5%	36.0%	40.9%	46.8%
3 加害者への罰則を強化する	31.3%	40.7%	37.7%	40.3%
4 暴力を助長する恐れのある情報（雑誌、コンピュータソフトなど）を取り締まる	31.8%	26.7%	27.0%	21.8%
5 暴力を振るったことのある者に対し、繰り返さないための教育を行う	42.5%	38.7%	43.4%	39.5%
6 広報・啓発活動を積極的に行う	19.7%	26.0%	21.4%	29.0%
7 暴力を防止するための研修会、イベントなどをを行う	11.6%	12.0%	13.2%	21.8%
8 被害者が早期に相談できるよう、身近な相談窓口を増やす	69.5%	65.3%	71.1%	58.9%
9 警察による介入・指導を強化する	42.5%	50.7%	51.6%	49.2%
10 その他	6.9%	7.3%	5.0%	4.0%

## 5. 用語解説

用語	解説
育児介護休業法	「育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律」の通称。育児や家族の介護を行う労働者を支援する目的で、育児休業・介護休業、ならびに、子の看護休暇について定める法律。
家族経営協定	家族経営協定とは、家族農業経営にたずさわる各世帯員が、意欲とやり甲斐を持って経営に参画できる魅力的な農業経営を目指し、経営方針や役割分担、家族みんなが働きやすい就業環境などについて、家族間の十分な話し合いに基づき、取り決めるもの。
キャリア教育	学校教育と職業生活との円滑な接続を図るために、望ましい職業観・勤労観及び職業に関する知識や技能を身につけさせると共に、自己の個性を理解し、主体的に進路を選択する能力・態度を育てる教育。
固定的性別役割分担意識	男女を問わず個人の能力等によって役割の分担を決めることが適当であるにも関わらず、「男は仕事・女は家庭」、「男性は主要な業務・女性は補助的業務」等のように、男性、女性という性別を理由として、役割を固定的に分ける考え方のこと。
ジェンダー(社会的性別)	「社会的・文化的に形成された性別」のこと。人間に は生まれついての生物学的性別 (セックス／sex) がある。一方、社会通念や慣習の中には、社会によって作り上げられた「男性像」、「女性像」があり、このような男性、女性の別を「社会的・文化的に形成された性別」(ジェンダー／gender) という。
女子差別撤廃条約（女子に対するあらゆる形態の差別の撤廃に関する条約）	1979 年に国連総会で我が国を含む 130 か国の賛成によって採択され、1981 年に発効。我が国は 1985 年に批准。女子に対するあらゆる差別を撤廃することを基本理念とし、具体的には、女子に対する差別を定義し、政治的及び公的活動、教育、雇用、保健、家族関係等あらゆる分野での男女の平等を規定する。

女性活躍推進法	「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律」の通称。10年間の時限立法。女性が職業を通じて個性と能力を発揮して活躍することを推進し、男女の人権尊重や、急速な少子高齢化の進展、諸々の社会経済情勢の変化に対応できる社会を実現することを目的とした法律。
短時間正社員制度	正社員でありながら、一週間の所定労働時間がフルタイム勤務より短い雇用形態のこと。これを制度化することで、従来は育児や介護などさまざまな事情から仕事を続けられなかつた人や就業の機会を得られなかつた人でも、個々のライフスタイルに応じた多様な働き方が実現できると期待される。
男女雇用機会均等法	1986年4月から施行。職場での男女平等を確保し、女性が差別を受けずに、家庭と仕事が両立できるよう作られた法律。2007年に再改正され、改正点は、表面上は差別に見えない慣行や基準が、実際には一方の性に不利益となる「間接差別」の禁止、妊娠や出産などを理由とする退職強要や職種・配置転換などの不利益な扱いの禁止、さらに女性だけなく、男性へのセクハラ防止対策を企業へ義務づける、など。
子育て支援センター	子育て支援のための地域の総合的拠点。無料相談や関連機関の紹介、子育てサークルの活動支援などをを行う。
地域包括支援センター	高齢者への総合的な生活支援の窓口となる地域機関。介護予防の拠点として、高齢者本人や家族からの相談に対応し、介護、福祉、医療、虐待防止など必要な支援が継続的に提供されるように調整する。
テレワーク	情報通信技術(ICT)を活用した、場所や時間にとらわれない柔軟な働き方のこと。自宅でインターネット等を利用する「在宅勤務」、移動中等にパソコンや携帯を利用して「モバイルワーク」、勤務先以外のオフィスでパソコンを利用する「サテライトオフィス勤務」など、テレワークは働く場所によって大きく3つに分けられます。

配偶者暴力防止法 (DV 防止法)	「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律」の通称。夫や恋人による暴力から女性を保護することを目的とした法律。
バリアフリー	高齢者・障害者等が社会生活をしていく上で障壁(バリア)となるものを除去(フリー)すること。物理的、社会的、制度的、心理的な障壁、情報面での障壁など全ての障壁を除去するという考え方のこと。
ポジティブ・アクション(積極的改善措置)	人種や性別による不平等をなくし、実質的な平等を実現することを目的とした優遇措置のこと。例えば職場において、男性に対し女性の割合が明らかに低い場合、女性を優先的に採用・昇進させるなどの企業の自主的かつ積極的な取組を行うことなどをいう。
メディア	情報を伝える媒体を指す。特に、大量の情報を紙(新聞や雑誌、広告)や電波(テレビやラジオ)、通信(インターネット)を通じて大衆に伝達する媒体をマスメディアと呼ぶ。





